

# 第三者評価基準

評価基準の考え方と評価のポイント、評価の着眼点

(母子生活支援施設版)

## 目次

- 1 支援..... 1
- (1) 支援の基本
- ① 母親と子どもそれぞれの個別の課題に対応して、専門的支援を行っている。
- (2) 入所初期の支援
- ① 入所に当たり、母親と子どもそれぞれの生活課題・ニーズを把握し、生活の安定に向けた支援を行っている。
  - ② 新しい生活環境に適応できるよう、精神的な安定をもたらす支援を行っている。
- (3) 母親への日常生活支援
- ① 母親が、安定した家庭生活を営むために必要な支援を行っている。
  - ② 母親の子育てのニーズに対応するとともに、子どもとの適切なかかわりができるように支援している。
  - ③ 母親が安定した対人関係を築くための支援を行っている。
- (4) 子どもへの支援
- ① 健やかな子どもの育ちを保障するために、養育・保育に関する支援を行っている。
  - ② 子どもが自立に必要な力を身につけるために、学習や進路、悩み等への相談支援を行っている。
  - ③ 子どもに安らぎと心地よさを与えられるおとなのかかわりや、子どもどうしのつきあいに配慮して、人と人との関係づくりについて支援している。
  - ④ 子どもの年齢・発達段階に応じて、性についての正しい知識を得る機会を設け、思いやりの心を育む支援を行っている。
- (5) DV被害からの回避・回復
- ① 母親と子どもの緊急利用に適切に対応する体制を整備している。
  - ② 母親と子どもの安全確保のために、DV防止法に基づく保護命令や支援措置が必要な場合は、適切な情報提供と支援を行っている。
  - ③ 母親と子どもの安全確保を適切に行うために、必要な体制を整備している。
  - ④ 心理的ケア等を実施し、DVの影響からの回復を支援している。
- (6) 子どもの虐待状況への対応
- ① 被虐待児に対しては虐待に関する専門性を持ってかかわり、虐待体験からの回復を支援している。
  - ② 子どもの権利擁護を図るために、関係機関との連携を行っている。
- (7) 家族関係への支援
- ① 母親や子どもの家族関係の悩みや不安に対する相談・支援を行っている。
- (8) 特別な配慮が必要な母親、子どもへの支援
- ① 障害や精神疾患のある母親や子ども、その他の配慮が必要な母親と子どもに対する支援を適切に行い、必要に応じて関係機関と連携している。
- (9) 主体性を尊重した日常生活
- ① 日常生活への支援は、母親や子どもの主体性を尊重して行っている。

- ② 行事などのプログラムは、母親や子どもが参画しやすいように工夫し、計画・実施している。

(10) 就労支援

- ① 母親の職業能力開発や就労支援を適切に行っている。
- ② 就労継続が困難な母親への支援を行い、必要に応じて職場等との関係調整を行っている。

(11) 支援の継続性とアフターケア

- ① 施設の変更又は変更による受入れを行うに当たり、継続性に配慮した対応を行っている。  
(共通Ⅲ-3-(2)-①)
- ② 母親と子どもが安定した生活を送ることができるよう、退所後の支援を行っている。

## 2 自立支援計画、記録 ..... 25

(1) アセスメントの実施と自立支援計画の策定

- ① 母親と子どもの心身の状況や、生活状況を把握するため、手順を定めてアセスメントを行い、母親と子どもの個々の課題を具体的に明示している。(共通Ⅲ-4-(1)-①)
- ② アセスメントに基づいて子ども一人一人の自立支援計画を策定するための体制を確立し、実際に機能させている。(共通Ⅲ-4-(2)-①)
- ③ 自立支援計画について、定期的実施状況の振り返りや評価と計画の見直しを行う手順を施設として定め、実施している。(共通Ⅲ-4-(2)-②)

(2) 記録の作成と適正な管理

- ① 母親と子ども一人一人の支援の実施状況を適切に記録している。(共通Ⅲ-2-(3)-①)
- ② 母親と子ども等に関する記録の管理について、規程を定めるなど管理体制を確立し、適切に管理を行っている。(共通Ⅲ-2-(3)-②)
- ③ 母親と子ども等の状況等に関する情報を職員が共有するための具体的な取組を行っている。  
(共通Ⅲ-2-(3)-③)
- ④ 日々の業務について支援内容を適切に記録し、支援の分析・検証や職員間の情報共有に活用するとともに、説明責任を果たす取組を行っている。

## 3 権利擁護 ..... 33

(1) 母親と子どもの尊重と最善の利益の考慮

- ① 母親と子どもを尊重した支援についての基本姿勢を明示し、職員が共通の理解を持つための取組を行っている。(共通Ⅲ-1-(1)-①)
- ② 社会的養護が、母親と子どもの最善の利益を目指して行われることを職員が共通して理解し、日々の支援において実践している。
- ③ 母親と子どものプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備し、職員に周知するための取組を行っている。(共通Ⅲ-1-(1)-②)
- ④ 母親と子どもの思想や信教の自由を保障している。

(2) 母親と子どもの意向や主体性の配慮

- ① 母親と子どもの意向を把握する具体的な仕組みを整備し、その結果を踏まえて、支援の内容の改善に向けた取組を行っている。(共通Ⅲ-1-(2)-①)
- ② 母親や子どもが、自分たちの生活全般について自主的に考える活動(施設内の自治活動等)を推進し、施設における生活改善に向けて積極的に取り組んでいる。

- ③ 施設が行う支援について事前に説明し、母親と子どもそれぞれが主体的に選択（自己決定）できるよう支援している。

(3) 入所時の説明等

- ① 母親と子ども等に対して、支援の内容を正しく理解できるような工夫を行い、情報の提供を行っている。（共通Ⅲ-3-(1)-①）
- ② 入所時に、施設で定めた様式に基づき支援の内容や施設での約束ごとについて母親と子ども等にわかりやすく説明している。（共通Ⅲ-3-(1)-②）

(4) 母親や子どもが意見や苦情を述べやすい環境

- ① 母親と子どもが相談したり意見を述べたい時に相談方法や相談相手を選択できる環境を整備し、母親と子どもに伝えるための取組を行っている。（共通Ⅲ-1-(3)-①）
- ② 苦情解決の仕組みを確立し、母親と子ども等に周知する取組を行うとともに、苦情解決の仕組みを機能させている。（共通Ⅲ-1-(3)-②）
- ③ 母親と子ども等からの意見や苦情等に対して対応マニュアルを整備し、迅速に対応している。（共通Ⅲ-1-(3)-③）

(5) 権利侵害への対応

- ① いかなる場合においても、職員等による暴力や脅かし、人格的辱め、心理的虐待、セクシャルハラスメントなどの不適切なかかわりが起こらないよう権利侵害を防止している。
- ② いかなる場合においても、母親や子どもが、暴力や脅かし、人格を辱めるような不適切な行為を行わないよう徹底している。
- ③ 子どもに対する暴力や脅かし、人格を辱めるような不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいる。

**4 事故防止と安全対策 ..... 48**

- ① 事故、感染症の発生時など緊急時の母親と子どもの安全確保のために、組織として体制を整備し、機能させている。（共通Ⅱ-3-(1)-①）
- ② 災害時に対する母親と子どもの安全確保のための取組を行っている。（共通Ⅱ-3-(1)-②）
- ③ 母親と子どもの安全を脅かす事例を組織として収集し、要因分析と対応策の検討を行い、母親と子どもの安全確保のためにリスクを把握し対策を実施している。（共通Ⅱ-3-(1)-③）
- ④ 十分な夜間管理の体制を整備している。

**5 関係機関連携・地域支援 ..... 52**

(1) 関係機関との連携

- ① 施設の役割や機能を達成するために必要となる社会資源を明確にし、児童相談所など関係機関・団体の機能や連絡方法を体系的に明示し、その情報を職員間で共有している。（共通Ⅱ-4-(2)-①）
- ② 児童相談所等の関係機関等との連携を適切に行い、定期的な連携の機会を確保し、具体的な取組や事例検討を行っている。（共通Ⅱ-4-(2)-②）

(2) 地域社会への参加、交流の促進

- ① 母親と子どもと地域との交流を大切にし、交流を広げるための地域への働きかけを行って

いる。(共通Ⅱ-4-(1)-①)

- ② 施設が有する機能を地域に開放・提供する取組を積極的に行っている。(共通Ⅱ-4-(1)-②)
- ③ ボランティア受入れに対する基本姿勢を明確にし、受入れについての体制を整備している。(共通Ⅱ-4-(1)-③)

(3) 地域支援

- ① 地域の具体的な福祉ニーズを把握するための取組を行っている。(共通Ⅱ-4-(3)-①)
- ② 地域の福祉ニーズに基づき、施設の機能を活かして地域の子育てを支援する事業や活動を行っている。(共通Ⅱ-4-(3)-②)

**6 職員の資質向上 ..... 59**

- ① 組織として職員の教育・研修に関する基本姿勢が明示されている。(共通Ⅱ-2-(3)-①)
- ② 職員一人一人について、基本姿勢に沿った教育・研修計画が策定され計画に基づいて具体的な取組が行われている。(共通Ⅱ-2-(3)-②)
- ③ 定期的に個別の教育・研修計画の評価・見直しを行い、次の研修計画に反映させている。(共通Ⅱ-2-(3)-③)
- ④ スーパービジョンの体制をつくり、施設全体の支援の質を管理し、職員の援助技術の向上を図っている。

**7 施設運営 ..... 63**

(1) 運営理念、基本方針の確立と周知

- ① 法人や施設の運営理念を明文化し、法人と施設の使命や役割が反映されている。(共通Ⅰ-1-(1)-①)
- ② 法人や施設の運営理念に基づき、適切な内容の基本方針が明文化されている。(共通Ⅰ-1-(1)-②)
- ③ 運営理念や基本方針を職員に配布するとともに、十分な理解を促すための取組を行っている。(共通Ⅰ-1-(2)-①)
- ④ 運営理念や基本方針を母親と子ども等に配布するとともに、十分な理解を促すための取組を行っている。(共通Ⅰ-1-(2)-②)

(2) 中・長期的なビジョンと計画の策定

- ① 施設の運営理念や基本方針の実現に向けた施設の中・長期計画が策定されている。(共通Ⅰ-2-(1)-①)
- ② 各年度の事業計画は、中・長期計画の内容を反映して策定されている。(共通Ⅰ-2-(1)-②)
- ③ 事業計画を、職員等の参画のもとで策定されるとともに、実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われている。(共通Ⅰ-2-(2)-①)
- ④ 事業計画を職員に配布するとともに、十分な理解を促すための取組を行っている。(共通Ⅰ-2-(2)-②)
- ⑤ 事業計画を母親と子ども等に配布するとともに、十分な理解を促すための取組を行っている。(共通Ⅰ-2-(2)-③)

(3) 施設長の責任とリーダーシップ

- ① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して明らかにし、専門性に裏打ちされた信念と組織内での信頼のもとにリーダーシップを発揮している。(共通Ⅰ-3-(1)-①)
  - ② 施設長自ら、遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行い、組織全体をリードしている。(共通Ⅰ-3-(1)-②)
  - ③ 施設長は、支援の質の向上に意欲を持ち、組織としての取組に十分な指導力を発揮している。(共通Ⅰ-3-(2)-①)
  - ④ 施設長は、経営や業務の効率化と改善に向けた取組に十分な指導力を発揮している。(共通Ⅰ-3-(2)-②)
- (4) 経営状況の把握
- ① 施設運営をとりまく環境を的確に把握するための取組を行っている。(共通Ⅱ-1-(1)-①)
  - ② 運営状況を分析して課題を発見するとともに、改善に向けた取組を行っている。(共通Ⅱ-1-(1)-②)
  - ③ 外部監査(外部の専門家による監査)を実施し、その結果に基づいた運営改善が実施されている。(共通Ⅱ-1-(1)-③)
- (5) 人事管理の体制整備
- ① 施設が目標とする支援の質を確保するため、必要な人材や人員体制に関する具体的なプランが確立しており、それに基づいた人事管理が実施されている。(共通Ⅱ-2-(1)-①)
  - ② 客観的な基準に基づき、定期的な人事考課が行われている。(共通Ⅱ-2-(1)-②)
  - ③ 職員の就業状況や意向を定期的に把握し、必要があれば改善に取り組む仕組みが構築されている。(共通Ⅱ-2-(2)-①)
  - ④ 職員処遇の充実を図るため、福利厚生や健康を維持するための取組を積極的に行っている。(共通Ⅱ-2-(2)-②)
- (6) 実習生の受入れ
- ① 実習生の受入れと育成について、基本的な姿勢を明確にした体制を整備し、効果的なプログラムを用意する等積極的な取組をしている。(共通Ⅱ-2-(4)-①)
- (7) 標準的な実施方法の確立
- ① 支援について標準的な実施方法を文書化し、職員が共通の認識を持って支援を行っている。(共通Ⅲ-2-(2)-①)
  - ② 標準的な実施方法について、定期的に検証し、必要な見直しを組織的に実施できるよう仕組みを定め、検証・見直しを行っている。(共通Ⅲ-2-(2)-②)
- (8) 評価と改善の取組
- ① 施設運営や支援の内容について、自己評価、第三者評価等、定期的に評価を行う体制を整備し、機能させている。(共通Ⅲ-2-(1)-①)
  - ② 評価の結果を分析し、施設として取り組むべき課題を明確にし、改善策や改善実施計画を立て実施している。(共通Ⅲ-2-(1)-②)

※「共通Ⅰ-1-(1)-①」の記載は、社会福祉事業共通の評価基準53項目の対応する番号

# 1 支援

## 1－(1) 支援の基本

1－(1)－① 母親と子どもそれぞれの個別の課題に対応して、専門的支援を行っている。

### 【判断基準】

- a) 母親と子どもそれぞれの個別の課題に対応して、専門的支援を行っている。
- b) 母親と子どもそれぞれの個別の課題に対応して、専門的支援を行っているが、十分ではない。
- c) 母親と子どもそれぞれの個別の課題に対応した専門的支援を行っていない。

### 評価基準の考え方と評価のポイント

- 基本的な支援のスタンスとして、母親と子どもがそれぞれ個別に抱える課題、家族として抱える課題をアセスメントによって明らかにし、それぞれのニーズに応じた専門的な支援が計画的に行われる必要があります。
- 本評価基準では、課題の解決・軽減に向けた専門的な支援を行うに当たり、その課題を十分理解した上で、母親と子どもに対して、説明と同意、自己選択、自己決定等に配慮した取組を行っているかを評価します。

### 評価の着眼点

- 母親と子どもがそれぞれ抱える個別の課題に対して、目的や目標を明確にした合理的で計画的な一貫した専門的支援を行っている。
- 母親と子どもの課題を正しく理解し、できる限り、親子・家庭のあり方を重視した支援を行っている。
- 母親と子どもが、自己の意思で課題を解決できるように個々の気持ちに寄り添った支援を行っている。
- 資料等を使いながら、必要な手続きをわかりやすく説明し、必要に応じて職員が機関等への同行及び代弁を行っている。
- 専門的な支援を行うために、その支援に必要な資格や経験年数等を考慮した職員を配置している。

## 1－（2）入所初期の支援

### 1－（2）－① 入所に当たり、母親と子どもそれぞれの生活課題・ニーズを把握し、生活の安定に向けた支援を行っている。

#### 【判断基準】

- a) 入所に当たり、母親と子どもそれぞれの生活課題・ニーズを把握し、生活の安定に向けた支援を行っている。
- b) 入所に当たり、母親と子どもそれぞれの生活課題・ニーズを把握し、生活の安定に向けた支援を行っているが、十分ではない。
- c) 生活の安定に向けた支援を行っていない。

#### 評価基準の考え方と評価のポイント

- 施設への入所は、母親、子どもともに、新しい生活への不安や戸惑いを伴います。そのため、施設での生活にスムーズに移行できるように、様々な情報提供や生活環境の整備、ニーズに応じた支援等、ハード・ソフトの両面からのアプローチを行う必要があります。
- 本評価基準では、入所後、母親と子どもが生活を開始し、生活を立て直していくために必要な施設的环境や支援体制が、母親と子どもが安心できる生活に配慮したものになっているかどうか、施設の支援や取組を評価します。

#### 評価の着眼点

- 母親と子どもが安心して施設を利用し、課題の解決に向かえるように、委託機関等と連携して情報提供に努めている。
- 安心して施設の生活ができ、精神的に落ち着ける環境の提供、維持に努めている。
- 子どもが保育所・学校に速やかに入所・通学できるよう支援している。
- 必要に応じて、生活用具・家財道具等の貸し出しを行っている。
- 居室は、母親と子どもが生活するために必要な十分なスペースが確保され、台所やトイレ、浴室が設置されるなど、プライバシーに配慮したものとなっている。
- 身体に障害のある母親や子どもに対しても、安全に生活ができるようにバリアフリーに配慮している。



1－(2)－② 新しい生活環境に適応できるよう、精神的な安定をもたらす支援を行っている。

【判断基準】

- a) 新しい生活環境に適応できるよう、精神的な安定をもたらす支援を行っている。
- b) 新しい生活環境に適応できるよう、精神的な安定をもたらす支援を行っているが、十分ではない。
- c) 新しい生活環境に適応できるような、精神的な安定をもたらす支援を行っていない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 施設での生活に慣れ、安心して生活を送ることができるよう環境を整えることが、施設での最初の支援となります。そのためには、母親と子どもの生活を見守り、必要に応じてその生活にかかわっていくことが求められます。
- 特に、入所直後は、急激な環境の変化により、孤独感や喪失感、不安感にさいなまれることも少なくありません。それらを軽減・解消するために、職員の温かいかかわりや声かけ、相談等の支援が求められます。
- 本評価基準では、施設に入所し、これから施設での生活を開始する母親と子どもに対して、安心できる生活のための支援について評価します。

評価の着眼点

- 休日・夜間でも相談できるよう配慮し、不安・悩みの軽減、心の安定に向けた相談支援を行い、必要に応じて専門機関と連携している。
- 入所直後は心理的に不安定になりやすいため、コミュニケーションに心がけ、心理面に十分配慮している。
- 施設を自分の居場所として実感できるよう、職員や入所者とのよりよい人間関係の構築に向けて支援している。

## 1－(3) 母親への日常生活支援

### 1－(3)－① 母親が、安定した家庭生活を営むために必要な支援を行っている。

#### 【判断基準】

- a) 母親が、安定した家庭生活を営むために必要な支援を行っている。
- b) 母親が、安定した家庭生活を営むために必要な支援を行っているが、十分ではない。
- c) 安定した家庭生活を営むための支援を行っていない。

#### 評価基準の考え方と評価のポイント

○母親の気持ちが自立に向かっていけるようになるためには、まず、生活が安定することです。そのためには、母親と子どもの心とからだの健康、衣食住など基本的な生活に関する不安などを、ひとつずつ軽減していくための支援が必要となります。

#### 評価の着眼点

- 母親の生育歴、現在の生活スキル等を踏まえ、安定した生活に必要な基本的な生活習慣の維持や獲得に向けて、衣食住の生活スキル向上への支援を行っている。
- 家庭の営みは、経験を通して反映されるため、経験に乏しい母親には、職員と共に行うことで経験を補う等の支援を行っている。
- 健康に不安を持つ母親には、相談に応じたり、医療機関への受診を促したりするとともに、栄養管理等の食生活への支援を行うなど、ニーズに応じた健康管理のための支援を行っている。
- 入所前に適切な医療を受けられなかった母親や子どもには、既往歴等を確認しながら適切な医療の受診を促している。
- 必要に応じて、衣服の清潔保持や入浴など、気持ちよく暮らすために必要な衛生面への支援を行っている。
- 経済的に安定した生活を送るために、家計の管理、将来に向けた貯蓄等の金銭管理の支援を行っている。
- 支援の必要性やニーズに応じて、家事・育児等、日常生活全般について、代行や介助等の支援を行っている。

1－(3)－② 母親の子育てのニーズに対応するとともに、子どもとの適切なかかわりができるように支援している。

【判断基準】

- a) 母親の子育てのニーズに対応するとともに、子どもとの適切なかかわりができるように支援している。
- b) 母親の子育てのニーズに対応するとともに、子どもとのかかわりができるように支援しているが、十分ではない。
- c) 母親の子育てのニーズへの対応や子どもとの適切なかかわりができるための支援を行っていない。

評価基準の考え方と評価のポイント

○母親が安心して子育てに向かえるようになるためには、職員が子どもの育ちにかかわり、見守りや相談などの支援を行うことが求められます。また、虐待等の不適切なかかわりに対する見守りや介入などの支援も必要となります。

○母親のニーズや状況に応じて、職員が母親に代わって育児を行ったり、母親の役割を担ったりする代替的支援を行うなど、子ども支援・子育て支援の両面にわたる支援について評価します。

評価の着眼点

母親の育児に関する不安や悩み等の発見に努め、その軽減に向けた相談や助言、介助等を行うとともに、必要に応じて保育や学童保育の提供、保育所へつなぐ等の支援を行っている。

母親の状況に応じ、子どもの保育所・学校等への送迎の支援を行っている。

母親が病気の時には、母親の看病や子どもの保育等の支援を行っている。

母親が子どもを客観的に理解できるように、発達段階や発達課題について示し、適切な子育てやかかわりについてわかりやすく説明している。

虐待や不適切なかかわりを発見した時は職員が介入し、必要に応じて専門機関との連携を行っている。

必要に応じて、子どもが通う保育所や学校と連携している。

1－(3)－③ 母親が安定した対人関係を築くための支援を行っている。

【判断基準】

- a) 母親が安定した対人関係を築くための支援を行っている。
- b) 母親が安定した対人関係を築くための支援を行っているが、十分ではない。
- c) 安定した対人関係を築くための必要な支援を行っていない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 安定した対人関係が持てていない母親の場合、自尊心が傷つき、不安定になっていることがあります。このような母親へは、自尊心を尊重し、尊厳を持った適切な働きかけを行い、しっかりと関係を構築していくことが大切な支援となります。
- 母親が職員とつながっている実感が持てるように、その存在をありのままに認めることで安心感を与え、施設が安心できる場所として存在し、自分の抱える課題や環境を見つめていこうという気持ちにつなげていくことが大切です。
- 施設内の他の母親と子どもとの交流を促すなど、母親が自立するための支えとなる新しい関係づくりへの支援も重要です。
- 人とかかわりの中で、極端に干渉し過ぎたり、傷つけあったり、反対に必要なことを伝えきれずに誤解を生じたりといった、対人関係の適度な距離の取り方ができない場合における関係調整の支援も重要です。

評価の着眼点

- 母親が職員とつながっていることを実感できるよう、様々な場面で気軽に声をかけたり、相談に応じるなどの取組を行っている。
- 対人関係を拒絶するような母親には、母親のペースに合わせた関係性の構築に配慮を行っている。
- 施設を自分の居場所として感じられるように、母親どうしが集うための機会や場を設け、交流を促すなどなど、関係づくりのための支援を行っている。
- 社会との関係をとることの難しさから対人関係にストレスを生じている場合は、そのストレスの軽減が図られるよう、心理療法を行ったり相談に応じたりしている。
- 施設内の他の母親や子どもとの間でトラブルが生じたときに、その関係性を修復もしくは改善するための支援を行っている。

## 1－（４）子どもへの支援

### 1－（４）－① 健やかな子どもの育ちを保障するために、養育・保育に関する支援を行っている。

#### 【判断基準】

- a) 健やかな子どもの育ちを保障するために、養育・保育に関する支援を行っている。
- b) 健やかな子どもの育ちを保障するために、養育・保育に関する支援を行っているが、十分ではない。
- c) 養育・保育に関する支援を行っていない。

#### 評価基準の考え方と評価のポイント

- 子どもが、子どもらしくのびのびと健やかに育つためには、見守りとともに、必要に応じて養育や保育への支援が求められます。子どもの年齢相応の発達を保障するためには、子どもの生活環境に留意しながら、個々へのアプローチと集団活動の両面から関わるなど、子どもの年齢と発達の状況に応じた支援が必要です。そのため、それらの取組についての評価を行います。
- 母親が安心して自立へ向けた活動を行うためには、施設内での保育に関する支援が必要となります。保育所に通所できない乳幼児の保育や、保育時間外の保育など、母親や子どものニーズに応じたきめ細やかな支援が望まれます。

#### 評価の着眼点

- 子どもの成長段階、発達段階に応じた養育支援を行っている。
- 母親と子どもの関係を構築するための保育、保育所に入所できない子どもの保育や早朝・夜間・休日等の保育、子どもの病気・けが等の際の保育、母親が体調の悪いときの保育、母親のレスパイトのための保育等、ニーズに応じた様々な施設内での保育支援を行っている。
- 放課後の子どもの生活の安定や活動を保障し、活動場所、プログラム等を用意するとともに、日常生活上必要な知識や技術の伝達、遊びや行事等を行っている。
- DVを目撃した子どもを含め、被虐待児等や発達障害を含む様々な障害等の特別な配慮が必要な子どもに対しては、必要に応じて個別に対応し、子どもの状況に応じた支援を行っている。
- 母親のニーズや状況に応じて、保育所への送迎や通院の付き添いなどの支援を行っている。

1－(4)－② 子どもが自立に必要な力を身につけるために、学習や進路、悩み等への相談支援を行っている。

【判断基準】

- a) 子どもが自立に必要な力を身につけるために、学習や進路、悩み等への相談支援を行っている。
- b) 子どもが自立に必要な力を身につけるために、学習や進路、悩み等への相談支援を行っているが、十分ではない。
- c) 学習や進路、悩み等への相談支援を行っていない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 子どもが自立に必要な力を身につけるためには、子どもの学習権を保障し、適切な学習機会を確保するための支援が求められます。そのためには、子どもが落ち着いた環境の中で学習に取り組むことができるような配慮や、日常の学習面での支援、学校との連携が必要です。
- 子どもの学習権を保障するためには、進路に対する悩み事や相談にのり、子ども自身が希望を持って、自らの進路を選択できるように支援します。また、母親の理解を得ることも大切です。そのため、それらの取組について評価を行います。

評価の着眼点

- 落ち着いて学習に取り組める環境を整え、適切な学習支援を行い、学習の習慣を身につけるとともに、学習への動機づけを図っている。
- 安心して学校に通えるように、宿題、通学の準備等の学校生活に関する支援を行っている。
- 自由に意見や要望等を表明できるよう信頼関係づくりに努め、日常生活の子どもの表情や態度から、悩みや思いの理解に努めている。
- 進学への支援について、母親と子ども双方の意向をくみ取り、学校と連携して情報提供を行いながら、具体的な目標を定めている。
- 進学や就職など、子どもの意向を尊重した進路への支援を行っている。
- 学費の負担軽減のため、各種の奨学金や授業料の減免制度等の活用への支援を行っている。
- 学習指導のために学習ボランティア等の協力を得ている。

1-(4)-③ 子どもに安らぎと心地よさを与えられるおとなのかかわりや、子どもどうしのつきあいに配慮して、人との関係づくりについて支援している。

【判断基準】

- a) 子どもに安らぎと心地よさを与えられるおとなのかかわりや、子どもどうしのつきあいに配慮して、人との関係づくりについて支援している。
- b) 子どもに安らぎと心地よさを与えられるおとなのかかわりや、子どもどうしのつきあいに配慮して、人との関係づくりについて支援しているが、十分ではない。
- c) 子どもに、人との関係づくりに関する支援を行っていない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 身体的・精神的虐待を受けた子どもにとって、安らぎと心地よさを与えてくれるおとながいるという体験は、自身の社会性を養う上では必要不可欠であり、様々なおとなのかかわりの中で、安らぎや心地よさにも、多様な形態があることを体感する必要があります。
- 子ども自身が安らぎや心地よさを、母親や他の子どもと共感できる支援や、安らぎや心地よい空間を自身がつくる体験を支援することも大切です。

評価の着眼点

- 母親以外のおとなにも受け入れられたり、甘えられたりする経験を増やし、おとなとの信頼関係が構築できるよう支援している。
- ボランティアや実習生など、様々なおとなとの出会いの機会を設け、多様な価値観、生き方への理解をすすめている。
- 悪意や暴力のないおとなモデルを提供することで、おとなに信頼感を持てるよう支援している。
- 自分の気持ちをことばで適切に表現し相手に伝えることについて、日常生活の中でその方法を意識的に伝え、その能力が向上するよう支援している。
- 集団活動やレクリエーション活動などのグループワークを積極的に取り入れて、子どもどうしの育ちあう力を活用し、個人の発達・成長や子どもどうしの関係性を養うよう支援している。
- 自分自身を守るために必要な知識や、具体的な方法などの学習の機会を設けている。

1-(4)-④ 子どもの年齢・発達段階に応じて、性についての正しい知識を得る機会を設け、思いやりの心を育む支援を行っている。

【判断基準】

- a) 子どもの年齢・発達段階に応じて、性についての正しい知識を得る機会を設け、思いやりの心を育む支援を行っている。
- b) 子どもの年齢・発達段階に応じて、性についての正しい知識を得る機会を設け、思いやりの心を育む支援を行っているが、十分ではない。
- c) 子どもの年齢・発達段階に応じた、性についての正しい知識を得る機会を設けていない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 子どもの年齢・発達段階によって、学校では性教育の場を設けています。しかし、DV被害や虐待を受けた子どもの中には、性について誤った知識を持っているケースもあります。そのため、それぞれの子どもの年齢や発達にあわせて、正しい知識を得る機会を設けることが必要です。
- 日頃から職員の間でも性教育のあり方等について検討し、必要に応じて勉強会を行う等の取組が必要となります。
- いのちの教育の一環として性教育があることを理解する必要があります。
- 本評価基準では、子どもの性に対する正しい理解を促すための取組を評価します。

評価の着眼点

- 性をタブー視せず、子どもの疑問や不安に正確な知識を持って応えている。
- 職員間で性教育に関する知識や、性についてのあり方などの学習会を行っている。
- 年齢、発達段階に応じて、性についての正しい知識、関心が持てるよう支援している。
- 年齢に応じた性教育のカリキュラムを用意し、正しい性知識を得る機会を設けている。
- 必要に応じて外部講師を招く等して、性教育のあり方について学習会などを職員や子どもに対して実施している。



## 1－(5) DV被害からの回避・回復

### 1－(5)－① 母親と子どもの緊急利用に適切に対応する体制を整備している。

#### 【判断基準】

- a) 母親と子どもの緊急利用に適切に対応する体制を整備している。
- b) 母親と子どもの緊急利用に対応する体制を整備しているが、十分ではない。
- c) 母親と子どもの緊急利用に適切に対応する体制を整備していない。

#### 評価基準の考え方と評価のポイント

- ここで言う緊急利用とは、一般の入所手続きより優先して入所する「緊急入所（措置）」、DV防止法に基づく「一時保護委託入所」、自治体との契約に基づく「緊急一時保護」のことです。
- 曜日や時間、地域等にこだわることなく、保護を必要とする母親と子どもの緊急利用を広く受け入れることが、母子生活支援施設に最も求められる機能の一つです。
- 当面の対応方法や連絡体制、役割分担と責任者の明確化、警察等との連絡調整体制などについて、施設内で文書化し共通理解をしていることが望まれます。
- 臨機応変な対応が求められることも想定した緊急利用受け入れ体制の確立について、具体的な受け入れ内容とともに評価を行います。

#### 評価の着眼点

- 一般の入所手続きより優先して入所する「緊急入所（措置）」を実施している。
- 24時間の受け入れや広域利用など、広く母親と子どもの緊急利用を受け入れている。
- DV防止法に基づく「一時保護委託入所」を実施している。
- DV防止法に基づく一時保護委託の依頼の場合は、速やかに受け入れを行い、安心して安定した生活が営めるように体制を整えている。
- 自治体との契約に基づく「緊急一時保護」を実施している。
- 役割分担と責任の所在を明確にし、配偶者暴力相談支援センター・警察署・福祉事務所等との連絡調整体制を整えている。
- 被害者が施設で生活していることをDV加害者に知られないように配慮を徹底している。
- 緊急利用のための生活用品等を予め用意している。

1－(5)－② 母親と子どもの安全確保のために、DV防止法に基づく保護命令や支援措置が必要な場合は、適切な情報提供と支援を行っている。

【判断基準】

- a) 母親と子どもの安全確保のために、DV防止法に基づく保護命令や支援措置が必要な場合は、適切な情報提供と支援を行っている。
- b) 母親と子どもの安全確保のために、DV防止法に基づく保護命令や支援措置が必要な場合は、情報提供と支援を行っているが、十分ではない。
- c) 母親と子どもの安全確保のための、適切な情報提供と支援を行っていない。

評価基準の考え方と評価のポイント

○夫等との関係に悩む母親を支えることは、母子生活支援施設の基本的役割のひとつです。精神的なフォローと同時に、法律的な専門知識等に基づいて、望ましい方向を一緒に探り、安全な生活の実現に向けて支援していくことが求められます。

評価の着眼点

- 保護命令制度や支援措置の活用について、情報提供を行うとともに、必要に応じて法的手続きのための同行等の支援を行っている。
- 弁護士や法テラスの紹介や調停・裁判などへの同行等、さらに必要に応じて代弁等の支援を行っている。
- DV加害者に居所が知れ、危険が及ぶ可能性がある場合には、母親と子どもの意向を確認した上で、速やかに関係機関と連携し、保護命令の手続きや他の施設への転居等の支援を行っている。

1－(5)－③ 母親と子どもの安全確保を適切に行うために、必要な体制を整備している。

【判断基準】

- a) 母親と子どもの安全確保を適切に行うために、必要な体制を整備している。
- b) 母親と子どもの安全確保を行うために、必要な体制を整備しているが、十分ではない。
- c) 母親と子どもの安全確保を適切に行うための体制を整備していない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 夫等の暴力などにより保護を必要とする母親と子どもについては、安全確保の視点を第一にした支援が行われなければなりません。関係機関と連携しながら、状況に応じた適切な判断が求められます。
- 母親と子どもの不安に対する精神的な支援や、外部との連絡のとり方などの具体的なアドバイス、外出が必要な用件の代行など、母親と子どもに対する十分なケアも求められます。

評価の着眼点

- 安全確保を第一とした支援を行うため、職員による夜間の安全管理体制を整えている。
- 子どもの安全を保障するため、区域外就学も含め、教育委員会等の関係機関との連携を行っている。
- 夫等から子どもとの面会交流を求められた場合は、家庭問題情報センター（FPIC）等の利用も含めて、母親と子どもの安全と安心を最優先にした支援を行っている。
- 夫等に居場所を発見されることや追跡のおそれへのおびえが見られる母親や子どもに対して、外部との連絡・買い物・手続きのとり方、日常生活の代行等、きめ細やかな対応ができる体制をとっている。
- 夫等に居場所を発見されるおそれがある場合には、母親と子どもの意思を確認した上で、福祉事務所と連携して他施設へ移動するなどの体制が整っている。

1－(5)－④ 心理的ケア等を実施し、DVの影響からの回復を支援している。

【判断基準】

- a) 心理的ケア等を実施し、DVの影響からの回復を支援している。
- b) 心理的ケア等を実施し、DVの影響からの回復を支援しているが、十分ではない。
- c) DVの影響からの回復を支援していない。

評価基準の考え方と評価のポイント

○DV被害からの回復には時間がかかることもありますが、暴力被害を受けた当事者が本来持つ力がエンパワーメントされ、回復していくよう支援していくことが必要です。

評価の着眼点

- DVについての正しい情報と知識を提供し、DV被害者の理解を促し、自己肯定感を回復するための支援を行っている。
- DVから脱出することができたことを評価し、安心し安定した生活と幸せな未来について、職員と一緒に考え支援することを伝えている。
- 心理療法を活用し、医師やカウンセラーと情報交換を行いながら、より適切な支援を行っている。
- 必要に応じて、自助グループや外部の支援団体等の紹介を行っている。

## 1－(6) 子どもの虐待状況への対応

### 1－(6)－① 被虐待児に対しては虐待に関する専門性を持ってかわり、虐待体験からの回復を支援している。

#### 【判断基準】

- a) 被虐待児に対しては虐待に関する専門性を持ってかわり、虐待体験からの回復を支援している。
- b) 被虐待児に対しては虐待に関する専門性を持ってかわり、虐待体験からの回復を支援しているが、十分ではない。
- c) 被虐待児に対して、虐待体験からの回復を支援していない。

#### 評価基準の考え方と評価のポイント

- 虐待経験のから回復するには、自分の話を聞いてくれる人や、暴力をふるわない大人がいることを実感できるような関係づくりが重要であり、良い人間関係の中から自尊心や自己肯定感の向上を図る支援を展開する必要があります。
- 子どもの権利条約による「生きる権利」「育つ権利」「守られる権利」「参加する権利」等について説明を行うとともに、それを保障するための支援を提供することが重要です。

#### 評価の着眼点

- 暴力によらないコミュニケーションを用いるおとなのモデルを職員が示している。
- 子どもと個別に関わる機会を作り、職員に自分の思いや気持ちを話せる時間を作っている。
- 子どもの権利条約による「生きる権利」「育つ権利」「守られる権利」「参加する権利」等について説明を行うとともに、それを保障するための支援を提供している。
- 自分の存在がかけがえのない大切な存在であることを伝えながら、自己肯定感や自尊心の形成に向けた支援を行っている。
- 医療機関や児童相談所などの関係機関と必要な情報の交換を行いながら、より適切な支援を行っている。
- 心理専門職員によるカウンセリング等の専門的ケアを実施している。
- 被虐待児に対する支援の専門性を高めるための職員研修等を行っている。

1－(6)－② 子どもの権利擁護を図るために、関係機関との連携を行っている。

【判断基準】

- a) 子どもの権利擁護を図るために、関係機関との連携を行っている。
- b) 子どもの権利擁護を図るために、関係機関との連携を行っているが、十分ではない。
- c) 子どもの権利擁護を図るための関係機関との連携を行っていない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 子どもが母親とともに暮らせるように支援することは、子どもの権利擁護では大切な取組です。母子生活支援施設が持つ機能を最大限に活用し、子どもの権利擁護に資する支援を行う必要があります。
- 関係機関との連携を図り、子どもの最大の利益を優先する方向性を共有しながら支援を展開する必要があります。

評価の着眼点

- 児童虐待の発生やその疑いがある場合は児童相談所に通報し、連携して対応している。
- 被虐待児童に対しては、必要に応じて、心理判定や児童精神科医との相談などの児童相談所機能を活用している。
- 必要に応じて、福祉事務所や保育所・学校・病院等と情報交換や連携を図り対応している。

## 1－（7）家族関係への支援

### 1－（7）－① 母親や子どもの家族関係の悩みや不安に対する相談・支援を行っている。

#### 【判断基準】

- a) 母親や子どもの家族関係の悩みや不安に対する相談・支援を行っている。
- b) 母親や子どもの家族関係の悩みや不安に対する相談・支援を行っているが、十分でない。
- c) 母親や子どもの家族関係の調整を行っていない。

#### 評価基準の考え方と評価のポイント

- 子どもにとっての最善の利益、母親の権利を十分考慮しながら、それぞれのニーズに応じた細やかな支援が求められます。
- 母親と子どもとの間に感情の行き違いや意見の相違があった場合には、それぞれの考えを尊重しながら、適切な支援を行うことが望まれます。

#### 評価の着眼点

- 母親の家族関係の悩みや不安を受け止め、相談に応じている。
- 子どもの家族関係の悩みや不安を受け止め、相談に応じている。
- 母親と子どもの感情の行き違い、意見の相違がある場合や将来設計等が異なる場合、それぞれの考えを尊重して相談に応じ、調整を行っている。
- きょうだいの間に感情の行き違いや意見の相違がある場合、相談に応じ調整を行っている。
- 必要に応じて、父親や他の親族との関係調整を行っている。

## 1－（8）特別な配慮が必要な母親、子どもへの支援

1－（8）－① 障害や精神疾患のある母親や子ども、その他の配慮が必要な母親と子どもに対する支援を適切に行い、必要に応じて関係機関と連携している。

### 【判断基準】

- a) 障害や精神疾患のある母親や子ども、その他の配慮が必要な母親と子どもに対する支援を適切に行い、必要に応じて関係機関と連携している。
- b) 障害や精神疾患のある母親や子ども、その他の配慮が必要な母親と子どもに対する支援を行い、必要に応じて関係機関と連携しているが、十分ではない。
- c) 障害や精神疾患のある母親や子ども、その他の配慮が必要な母親と子どもに対する支援を適切に行っていない。

## 評価基準の考え方と評価のポイント

- 障害や精神疾患のある場合、外国人の場合など、それぞれの状況に応じた必要な支援を行うことが求められます。
- 配慮が必要な母親や子どもへの支援は、必要に応じて関係機関と連携することが求められます。
- 本評価基準では、様々な障害のある母親が、主体的に自立に向けた自己決定ができるように支援しているか、その実施状況等について評価します。

## 評価の着眼点

- 福祉事務所や医療機関と連携し、利用可能な福祉サービス等を活用するための支援を行っている。
- 公的機関や就労先、保育所や学校等と連携した支援を行っている。
- 精神疾患があり、心身状況に特別な配慮が必要な場合、同意を得て主治医との連携のもと、通院同行、服薬管理等の療養に関する支援を行っている。
- 障害や精神疾患がある場合や外国人の母親や子どもへは、必要に応じて公的機関、就労先への各種手続きの支援を行ったり、保育所、学校等、他機関と連携し情報やコミュニケーション確保の支援を行っている。



## 1－(9) 主体性を尊重した日常生活

### 1－(9)－① 日常生活への支援は、母親や子どもの主体性を尊重して行っている。

#### 【判断基準】

- a) 日常生活への支援は、母親や子どもの主体性を尊重して行っている。
- b) 日常生活への支援は、母親や子どもの主体性を尊重して行っているが、十分ではない。
- c) 日常生活への支援において、母親や子どもの主体性を尊重していない。

#### 評価基準の考え方と評価のポイント

- 母親と子どもが、自分の意志で課題と向き合って解決できるよう支え、さらに自身が持つ将来の夢や希望、つまり自己実現に向けた途を歩めるよう寄り添うことが自立に向けた大切な支援です。
- 本評価基準では、母親と子どもの状況を考慮しながら、その主体性が尊重されていることを評価します。

#### 評価の着眼点

- 母親や子どもの自尊心を大切にされた支援を行い、自己肯定感が高まるような支援を行っている。
- 母親や子どもの持っている強みに注目し、その主体性を尊重して、自立性、責任感が高まるような支援を行っている。
- 母親や子どもの将来の夢や希望を聴き、自己実現に向けた支援を展開している。
- 人は本来回復する力を持っているという視点に基づいた支援を行い、エンパワーメントにつなげている。

1－(9)－② 行事などのプログラムは、母親や子どもが参画しやすいように工夫し、計画・実施している。

【判断基準】

- a) 行事などのプログラムは、母親や子どもが参画しやすいように計画・実行している。
- b) 行事などのプログラムは、母親や子どもが参画しやすいように計画・実行しているが、十分ではない。
- c) 行事などのプログラムが、母親や子どもが参画しやすいように計画・実行されていない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 行事などのプログラムは、母親や子どもが施設での生活を楽しみ、趣味などを通して精神的な安定や自立への意欲を高めていくために計画されるものです。母親や子どもそれぞれの要望を反映したプログラムの用意、参加しやすい雰囲気づくりなどが求められます。
- 参加については、母親や子どもが自由に選択できることが基本になります。また、母親や子どもが自主的に行事参加を選択できるような取組が求められます。

評価の着眼点

- 母親や子どもが施設での生活を楽しめるような企画を用意している。
- プログラムは、母親や子どもの趣味や興味にあったものになるように、母親や子どもの意見を反映している。
- 母親向けのプログラムでは、母親が安心して参加し楽しめるように、保育などのサポートを行っている。
- 子ども向けのプログラムでは、様々な体験を通して発達の支援につながるように、内容を工夫している。
- 家庭では体験しにくいスポーツやアウトドア体験等のプログラムを組んでいる。
- 母親や子どもの状況を考慮し、参加しやすいように内容・時間等を工夫している。
- 母親と子どもの意見を取り入れた実施計画を策定し、その内容と目的を解りやすく示し、選択（自己決定）により積極的に参加できるような支援をしている。
- 行事等の実施後に、振り返りと評価を行っている。

## 1－（10）就労支援

### 1－（10）－① 母親の職業能力開発や就労支援を適切に行っている。

#### 【判断基準】

- a) 母親の職業能力開発や就労支援を適切に行っている。
- b) 母親の職業能力開発や就労支援を行っているが、十分ではない。
- c) 母親の職業能力開発や就労支援を行っていない。

#### 評価基準の考え方と評価のポイント

○母親の置かれた状況や心身状態に配慮しながら、本人の意向に沿った職業能力開発、就労支援が求められます。また、就労に対する不安への適切な助言や、就労後の相談など、職場紹介や能力開発にとどまらず、個別のケースに対応した幅広い支援が望まれます。

#### 評価の着眼点

- 母親の心身の状況や能力に応じた就労支援を行っている。
- 母親の適性や経験・希望に配慮した職場探し、職業能力開発についての相談等の支援を行っている。
- 施設内外の就労支援のための講座・勉強会等に参加できるよう支援を行っている。
- 資格取得や能力開発のための情報提供や支援を行っている。
- 公共職業安定所以外にも、パートバンクや母子家庭等就業・自立支援センター等、様々な機関を活用し、また必要に応じて、職場開拓を行い、求人案内の情報提供を行っている。
- 職場や公共職業安定所等との連携や調整、同行支援を行っている。
- 母親が安心して就労できるように施設内保育や学童保育などの保育支援を行っている。
- 残業に対応した保育を行っている。
- 休日出勤に対応した保育を行っている。
- 就労のための、病後児保育を行っている。
- 就労に対する不安に関して、必要に応じた助言等の支援を行っている。

1－(10)－② 就労継続が困難な母親への支援を行い、必要に応じて職場等との関係調整を行っている。

【判断基準】

- a) 就労継続が困難な母親への支援を行い、必要に応じて職場等との関係調整を行っている
- b) 就労継続が困難な母親への支援を行い、必要に応じて職場等との関係調整を行っているが、十分ではない。
- c) 就労継続が困難な母親への支援を行っていない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 就労継続に向けては、母親の能力や環境など状況に配慮しながら、福祉制度を活用するなどのきめ細かな支援が必要になります。
- 職場でのストレスや人間関係などの相談に応じ、適切に助言を行うなど悩みの解消などに努めることが必要です。
- 母親の希望に応じて、就労継続のための職場との関係調整を図ることは、非常に重要な支援です。
- 特別な配慮の必要な母親や外国人の母親に対しては、その心身等の状況に応じた支援を行わなければなりません。
- 就労継続が難しい母親であっても、支援体制を整えるなどの配慮によって、積極的に入所を受け入れていくことが求められます。

評価の着眼点

- 職場環境、人間関係に関する相談や助言など、個々に対応した幅広い支援を行っている。
- 母親が望む場合、就労継続のために職場との関係調整を行っている。
- 活用可能な就労支援制度を利用できるよう支援している
- 障害がある場合や外国人の母親の場合、その心身等の状態や意向に配慮しながら、就労の継続に向けての支援を行っている。
- 就労継続が困難な母親を積極的に受け入れている。
- 就労支援のための体制を構築している。
- 必要に応じて福祉的就労の活用を図っている。

## 1－（11）支援の継続性とアフターケア

1－（11）－① 施設の変更又は変更による受入れを行うに当たり、継続性に配慮した対応を行っている。（共通Ⅲ－3－（2）－①）

### 【判断基準】

- a) 施設の変更又は変更による受入れを行うに当たり、継続性に配慮した支援を行っている。
- b) 施設の変更又は変更による受入れを行うに当たり、継続性に配慮した支援を行っているが、十分ではない。
- c) 施設変更又は変更による受入れを行うに当たり、継続性に配慮していない。

### 評価基準の考え方と評価のポイント

- ここでいう「施設の変更」とは、母子分離により子どもが児童養護施設等に措置入所となることや、夫等に発見されるおそれが高く、母親と子どもの身の安全を図るために別の母子生活支援施設に入所となることです。また、「変更による受入れ」とは、児童養護施設等から子どもを引き取り、母子の再統合を図る入所のことや、別の母子生活支援施設からの入所のことです。
- 母子分離や再統合などの施設の変更又は変更による受入れを行うに当たり、継続性に配慮した支援が望まれます。母親や子どもが新しい生活をスムーズに行えるような配慮のもと、移行前の支援として引き継ぎや申し送りの手順・文書等の内容をあらかじめ定めておくことが必要となります。
- 切れ目のない支援を行うために、前任の担当者から後任の担当者に適切に引き継ぐとともに、日頃から連絡会や合同研修会に参画し、他の社会的養護の施設の理解に努める必要があります。

### 評価の着眼点

- 子どもの発達や生活の記録、アルバムの作成などを行い支援の継続性に活用している。
- 移行前の支援として、引き継ぎや申し送りの手順・文書等の内容をあらかじめ定めている。
- 施設の変更の際にはそれまでの記録や支援計画を基に必要な情報交換と引き継ぎを行っている。
- 施設の変更後も、母親や子どもが相談できるように窓口や担当者等の取り決めをしている。
- 変更による受入れの際には、前任の担当者から育ちの記録等の文書を使い適切に引き継ぎを行っている。
- 他の社会的養護の施設と協議して連絡会や合同研修会を開催し、参加している。

1－(11)－② 母親と子どもが安定した生活を送ることができるよう、退所後の支援を行っている。

【判断基準】

- a) 母親と子どもが安定した生活を送ることができるよう、退所後の支援を行っている。
- b) 母親と子どもが安定した生活を送ることができるよう、退所後の支援を行っているが、十分ではない。
- c) 退所後の支援を行っていない。

評価基準の考え方と評価のポイント

○退所後の支援については、個々の状況を把握した上で、母親、子どもそれぞれの意向を十分にくみながら、具体的な支援を行う必要があります。そして、退所した地域で安定した生活を送れるよう取組が求められます。

評価の着眼点

- 退所後の支援が効果的に行われるよう、退所後の支援計画を作成している。
- 退所した地域で健康で安心して暮らすために、必要に応じて退所先の行政機関、医療福祉、ボランティア・NPO団体をはじめ、幅広い地域の関係機関や団体とネットワークを形成し、母親と子どもが適切な支援が受けられるようにしている。
- 退所した地域を担当する母子自立支援員や民生委員、児童委員等と連携している。
- 退所後も、電話や来所によって施設に相談できることを母親と子どもに説明し、個々の状況に配慮しながら、生活や子育て等の相談や同行等必要な支援を提供している。
- 退所後も、学童保育や学習支援、施設行事への招待等の支援を行っている。
- 必要に応じて退所先への訪問を行っている。

## 2 自立支援計画、記録

### 2- (1) アセスメントの実施と自立支援計画の策定

- 2- (1) -① 母親と子どもの心身の状況や、生活状況を把握するため、手順を定めてアセスメントを行い、母親と子どもの個々の課題を具体的に明示している。  
(共通Ⅲ-4-(1)-①)

#### 【判断基準】

- a) 母親と子どもの心身の状況や生活状況等を正確に把握しており、定められた手順に従って支援を行う上での解決すべき課題（ニーズ）を具体的に明示している。
- b) 母親と子どもの心身状況や生活状況等を正確に把握しているが、定められた手順に従って支援を行う上での解決すべき課題（ニーズ）を十分に明示していない。
- c) 母親と子どもの心身状況や生活状況等を正確に把握しておらず、定められた手順に従って支援を行う上での解決すべき課題（ニーズ）を具体的に明示していない。

#### 評価基準の考え方と評価のポイント

- アセスメントには、母親と子どもの心身の状況や生活状況等を把握するとともに、母親と子どもにどのような支援のニーズがあるかを明らかにすることが含まれます。
- 母親と子どもの状況を正確に把握し、ニーズを明らかにすることは、自立支援計画策定の基本となる重要なプロセスです。心身状況や生活状況あるいはニーズを、施設が定めた統一された手順と様式によって把握する必要があります。
- 福祉事務所等の関係機関との話し合いや関係書類、母親本人と子ども本人との面接などで、母親と子どもの心身の状況や生活状況、親族の状況、問題解決能力等の必要な情報を収集することが求められます。
- また、支援開始直後には、事前に把握していた心身状況や生活状況等が実際と異なっている場合もあるため、そのような状況も視野に入れた計画的なアセスメントが行われる必要があります。
- 本評価基準では、①支援開始前後におけるアセスメントに関する手順が施設として定められているかどうか、②手順は正確なアセスメントを行うために計画的なものになっているかどうか、③その方法に従って実施されているかどうか、さらに、④アセスメントによって、母親と子ども全員について、個別に具体的なニーズが明示されているかどうかを評価します。定期的なアセスメントの見直しについても、施設として手順が定められていることが求められます。
- 評価方法は、訪問調査において、聴取、母親と子どもの数名分のアセスメント票、自立支援計画や記録等文書確認によって行い、支援の開始前に誰がどのような形でアセスメントを行ったか、開始直後にはどのような体制で母親と子どもの状況を確認したか、開始前の情報と開始後の状況に違いがあった場合に、どのような手順で対応しているか、母親と子どものニーズをどのように明確化し自立支援計画へ反映しているか、それらの情報はどのように記録されているか等を確認します。

○施設としてアセスメントを全く行っていないことは想定していませんが、その場合はc) 評価となります。

#### 評価の着眼点

- 把握した母親と子どもの心身の状況や生活状況等の情報を、総合的に分析、検討した課題を適切に把握し、施設が定めた統一した様式によって記録している。
- アセスメントの定期的見直しの時期と手順を定めている。
- 部門を横断した様々な職種の関係職員（種別によって組織以外の関係者も）が参加して、アセスメントに関する協議を実施している。
- 母親と子ども一人一人の具体的なニーズが明示されている。
- 様式の中には、母親と子どもの強みや長所など伸ばすことも記載している。
- アセスメントは、母親と子どもの担当職員をはじめ、心理療法担当職員などが参加するケース会議で合議して行っている。
- 母親と子どもそれぞれ個別にアセスメントを行っている。
- アセスメントは、母親と子どもの担当職員をはじめ、心理療法担当職員などが参加するケース会議で合議して行っている。



2-(1)-② アセスメントに基づいて母親と子ども一人一人の自立支援計画を策定するための体制を確立し、実際に機能させている。(共通Ⅲ-4-(2)-①)

【判断基準】

- a) アセスメントに基づいて母親と子ども一人一人の自立支援計画を策定するための体制を確立し、実際に機能させている。
- b) アセスメントに基づいて母親と子ども一人一人の自立支援計画を策定するための体制を確立し、実際に機能させているが、十分ではない。
- c) アセスメントに基づいて母親と子ども一人一人の自立支援計画を策定するための体制を確立していない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 本評価基準の「自立支援計画」とは、母親と子ども一人一人について具体的な支援の内容が記載された自立支援計画を指します。自立支援計画には、アセスメント結果を適切に反映させることが必要です。
- 本評価基準では、自立支援計画の策定に当たって、施設での体制が確立しているかどうかを評価します。具体的には、まず自立支援計画策定の責任者の設置を求めます。自立支援計画は、医療やメンタル面での支援等も含めた総合的な視点で作成されなければならないこと、実施状況の評価・見直しに当たっても、総合的な視点からより良い状態を検討する必要があること等、全体を統括する責任者が必要だからです。
- 責任者とは、必ずしも自立支援計画を直接作成する者を意味していません。各部門の担当者の意見を、集約・調整する場を設定し、その場に参画して自立支援計画の内容の決定までを統括する、また母親と子どもへの連絡や説明等を行う、等が責任者に求められる役割です。
- 役割分担は、施設の状態に応じて異なっても構いません。施設として自立支援計画の策定方法が定まっていること、それぞれの担当者がその定められた方法における役割を果たしていること、全体の内容を掌握した責任者が配置されていることなどが求められます。
- さらに、アセスメント結果を自立支援計画に適切に反映しているかについても評価します。関係職員で協議を行い、アセスメント結果に基づき、課題解決のための目標と、目標達成に向けた具体的な取組を自立支援計画に反映しているか等を判断します。
- 策定された自立支援計画を、全職員で共有し、支援は統一かつ統合されたものでなければなりません。

評価の着眼点

- 自立支援計画策定の責任者（基幹的職員等）を設置している。
- 自立支援計画を策定するための部門を横断した様々な職種による関係職員（種別によっては組織以外の関係者も）の合議、母親と子どもの意向把握を含んだ手順を定めて実施している。
- 自立支援計画どおりに支援が行われていることを確認する仕組みが構築されるとともに、機能している。
- 福祉事務所と援助方針等について打ち合わせ、自立支援計画に反映している。
- 策定した自立支援計画を福祉事務所に提出し、共有している。
- 自立支援計画には、支援上の課題と、問題解決のための支援目標と、目標達成のための具体的な支援内容・方法を定めている。
- 支援目標は、母親と子どもに理解できる目標として表現し、努力目標として母親と子どもに説明し、合意と納得を得ている。

2-(1)-③ 自立支援計画について、定期的に実施状況の振り返りや評価と計画の見直しを行う手順を施設として定め、実施している。(共通Ⅲ-4-(2)-②)

【判断基準】

- a) 自立支援計画について、定期的に実施状況の評価と実施計画の見直しに関する手順を施設として定めて実施している。
- b) 自立支援計画について、定期的に実施状況の評価と実施計画の見直しに関する手順を施設として定めて実施しているが、十分ではない。
- c) 自立支援計画について、定期的に実施状況の評価と実施計画の見直しに関する手順を施設として定めて実施していない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 母親と子ども一人一人に対する支援の質の向上を図るためには、策定した自立支援計画について、恒常的な取組にしていかなければなりません。
- そのため、自立支援計画の評価・見直しに関する施設として決定された手順が定められ、実施されている必要があります。評価・見直しを行う時期の設定や記録の方法、自立支援計画変更の手順と関係職員への周知の方法等が明示されていることが望まれます。
- また、支援の実施状況が責任者に確実に伝わる仕組みが必要です。実施記録での支援の実施状況の確認や、担当者からの報告ルート等が、システムとして成立しており、責任者が総合的な視点で情報を管理している状態を求めています。
- 自立支援計画の見直しでは、目標そのものの妥当性や、具体的な援助や解決方法の有効性等について検討します。
- 自立支援計画の見直しは、母親と子どもとともに振り返り、母親と子どもの意向を確認し、それらを反映させつつ、母親と子どもの最善の利益を考慮して行うことが重要です。
- 定期的な評価結果に基づいて、必要があれば自立支援計画の内容を変更しているかどうかを、記録等と自立支援計画等の書面によって評価します。

評価の着眼点

- 自立支援計画の見直しについて、見直しを行う時期、ケース会議の参加職員、母親と子どもの意向把握を得るための手順等、施設として仕組みを定めて実施している。
- 見直しによって変更した自立支援計画の内容を、関係職員に周知する手順を定めて実施している。
- 自立支援計画を緊急に変更する場合の仕組みを整備している。
- 計画の見直し時には、支援方法を振り返り、自己評価し、支援の成果について分析、検証し、専門性や技術の向上に努め、施設全体の支援の向上に反映させる仕組みを構築している。
- アセスメントと計画の評価・見直しは、少なくとも半年ごとに定期的に行い、かつ緊急の見直しなど必要に応じて行っている。

## 2- (2) 記録の作成と適正な管理

### 2- (2) -① 母親と子ども一人一人の支援の実施状況を適切に記録している。 (共通Ⅲ-2-(3)-①)

#### 【判断基準】

- a) 母親と子ども一人一人の自立支援計画の実施状況が適切に記録されている。
- b) 母親と子ども一人一人の自立支援計画の実施状況が記録されているが、十分ではない。
- c) 母親と子ども一人一人の自立支援計画の実施状況が記録されていない。

#### 評価基準の考え方と評価のポイント

- 母親と子ども一人一人に対する支援の実施状況は、施設の規定に従って統一した方法で記録される必要があります。記録は、職員の情報の共有化を図るとともに、自立支援計画の評価・見直しを行う際の基本情報となります。
- 適切に記録されているとは、自立支援計画に沿ってどのような支援が実施されたのか、その結果として母親と子ども一人一人の状態はどのように推移したか、について具体的に記録されていることを指します。
- 入所からアフターケアまでの支援の実施状況を、母親と子ども及び関係機関とのやりとり等を含めて適切に記録することが求められます。
- 評価方法は、訪問調査において、母親と子ども数名の自立支援計画と、それに対する記録等の書面を確認します。

#### 評価の着眼点

- 自立支援計画に基づく支援が実施されていることを記録により確認することができる。
- 記録する職員で記録内容や書き方に差異が生じないように、記録要領の作成や職員への指導などの工夫をしている。
- 母親と子どもの強みや長所、あるいは発見などについて配慮しながら記録している。

2-(2)-② 母親と子ども等に関する記録の管理について、規程を定めるなど管理体制を確立し、適切に管理を行っている。(共通Ⅲ-2-(3)-②)

【判断基準】

- a) 母親と子ども等に関する記録管理について規程が定められ、適切に管理が行われている。
- b) 母親と子ども等に関する記録管理について規程が定められ管理が行われているが、十分ではない。
- c) 母親と子ども等に関する記録管理について規程が定められていない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- ここでいう「記録の管理」とは、書面による管理に加え電子データによる管理も含まれます。
- 母親と子ども等に関する記録の管理については、個人情報保護と情報開示の2つの観点から管理体制が整備される必要があります。
- 施設が保有する母親と子ども等の情報は、個人的な情報であり、その流出は母親と子ども等に大きな影響を与えることから、情報が外部に流出しない管理体制が必要となります。記録の保管場所や保管方法、扱いに関する規程、責任者の設置、保存と廃棄に関する規程等が必要です。
- 一方、情報開示については、母親と子ども等から情報開示を求められた際の規程です。情報開示の基本姿勢、情報開示の範囲、母親と子ども等への配慮等が必要です。
- 評価方法は、訪問調査において規程等の確認、実際の記録の保管状況、開示請求への対応、保存と廃棄の確認等を行います。
- なお、「個人情報の保護に関する法律(個人情報保護法)」は、個人情報に関する基本的概念等、理解しておかなければならない関連法令です。

評価の着眼点

- 記録管理の責任者が設置されている。
- 母親と子ども等の記録の保管、保存、廃棄に関する規程等を定めている。
- 母親と子ども等から情報の開示を求められた場合に関する規程を定めている。
- 記録の管理について個人情報保護と情報開示の観点から、職員に対し教育や研修が行われている。
- 職員は、個人情報保護法を理解し、遵守している。
- 職員に守秘義務の遵守を周知している。

2-(2)-③ 母親と子ども等の状況等に関する情報を職員が共有するための具体的な取組を行っている。(共通Ⅲ-2-(3)-③)

【判断基準】

- a) 母親と子ども等の状況等に関する情報を職員が共有するための具体的な取組が行われている。
- b) 母親と子ども等の状況等に関する情報を職員が共有するための具体的な取組が行われているが、十分ではない。
- c) 母親と子ども等の状況等に関する情報を職員が共有するための具体的な取組が行われていない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 本評価基準は、母親と子ども等に関する情報の流れについて、施設としての取組を評価します。
- 母親と子ども等の状況等に関する情報とは、母親と子ども等の状況、支援の実施に当たり留意すべき事項、実施に伴う状況の変化、アセスメントや自立支援計画の実施状況等、母親と子ども等にかかわる日々の情報全てを指します。
- 共有化については、知っておくべき情報が職員に正確に伝わる仕組みが確立していることが必要です。その際、伝えてはならない情報、担当者で留めてよい情報と責任者等へ伝えるべき情報、他部門への伝達が必要な情報、速やかに伝えるべき内容と後日整理して伝えるべき内容等の的確に分別され、決められた方法によって伝達されていくことが求められます。
- 情報の流れと共有化について施設として管理することは、母親と子ども等の状態の変化や支援の内容の不具合に対して、速やかな対応を行うために欠かせないものです。
- 引継ぎや申し送り、回覧等は当然に行われていることとして、施設の特性に応じた共有化へのより積極的な取組を評価します。
- 評価方法は、訪問調査において具体的な取組を聴取し、書面でも確認します。

評価の着眼点

- 施設における情報の流れが明確にされ、情報の分別や必要な情報が的確に届くような仕組みが整備されている。
- 情報共有を目的として、ケース会議の定期的な開催等、部門横断での取組がなされている。
- 記録について、パソコンを利用している場合にはネットワークシステム等を利用して、パソコンを利用していない場合には台帳が整備され、施設内で情報を共有する仕組みを作っている。

2-(2)-④ 日々の業務について支援内容を適切に記録し、支援の分析・検証や職員間の情報共有に活用するとともに、説明責任を果たす取組を行っている。

【判断基準】

- a) 日々の業務について支援内容を適切に記録し、支援の分析・検証や職員間の情報共有に活用するとともに、説明責任を果たす取組を行っている。
- b) 日々の業務について支援内容を適切に記録し、支援の分析・検証や職員間の情報共有に活用するとともに、説明責任を果たす取組を行っているが、十分ではない。
- c) 日々の業務について支援内容を適切に記録していない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- それぞれの職種の日誌、事業ごとの日誌等を記録、整備しておく必要があります。
- 自立支援会議や連携会議等の会議についても適切に記録し、会議録を整備しておくことも重要です。
- それらの記録の情報を職員間で共有し、支援に役立てるとともに、説明を求められた場合には、支援を説明できるよう、適切に管理し保管しておかなければなりません。

評価の着眼点

- 母子支援員日誌等、職種ごとの記録を整備している。
- 保育日誌等、事業ごとの記録を整備している。
- 自立支援会議録等、会議ごとの記録を整備している。
- 日直日誌を整備している。
- その他の必要な日誌・記録を整備している。
- これらの記録を活用して、情報の共有や支援の分析・検証をしている。

### 3 権利擁護

#### 3- (1) 母親と子どもの尊重と最善の利益の考慮

##### 3- (1) -① 母親と子どもを尊重した支援についての基本姿勢を明示し、職員が共通の理解を持つための取組を行っている。(共通Ⅲ-1-(1)-①)

###### 【判断基準】

- a) 母親と子どもを尊重した支援についての基本姿勢を明示し、職員が共通の理解を持つための取組を行っている。
- b) 母親と子どもを尊重した支援についての基本姿勢を明示し、職員が共通の理解を持つための取組を行っているが、十分ではない。
- c) 母親と子どもを尊重した支援についての基本姿勢を明示していない。

#### 評価基準の考え方と評価のポイント

- 支援の実施では、母親と子どもの意向を尊重することは当然ですが、さらに、母親と子どものQOLの向上を目指した積極的な取組が求められています。
- 施設の種別や支援の内容の違いによって、母親と子ども尊重の具体的な留意点は異なるので、施設としての基本姿勢と、施設全体の意識向上への取組を中心に評価を行います。施設の基本姿勢は、理念や基本方針に明示されていることを前提とします。
- 共通の理解を持つための取組の具体例としては、母親と子どもの尊重や基本的人権への配慮に関する施設の勉強会・研修や、実施する支援の標準的な実施方法への反映、被措置児童等虐待防止についての周知徹底等が挙げられます。
- 母親と子どもへの支援は、感情的でない受容的な態度で行い、その人格を尊重することが求められます。
- 施設における支援は、母親と子どもを権利の主体として位置づけ、常に最善の利益に配慮した支援を行うという基本姿勢に基づくものでなければなりません。
- 本評価基準では、母親と子どもを尊重した支援についての基本姿勢を明示し、職員が共通の理解を持つための取組について評価を行います。

#### 評価の着眼点

- 母親と子どもへの支援は、感情的でない受容的な態度で行い、その人格を尊重することを基本としている。
- 施設長や職員が母親や子どもの権利擁護に関する施設内外の研修に参加し、人権感覚を磨くことで、施設全体で権利擁護の姿勢を確立させている。
- 母親と子どもを尊重した姿勢を、個々の支援の標準的な実施方法等に反映させている。
- 理念や基本方針に、子どもを尊重した支援の実施について明示している。
- 母親と子どもの尊重や基本的人権への配慮について、施設で勉強会・研修を実施している。
- 被措置児童等虐待防止について職員に周知徹底している。

3-(1)-② 社会的養護が、母親と子どもの最善の利益を目指して行われることを職員が共通して理解し、日々の支援を行っている。

【判断基準】

- a) 社会的養護が、母親と子どもの最善の利益を目指して行われることを職員が共通して理解し、日々の支援を行っている。
- b) 社会的養護が、母親と子どもの最善の利益を目指して行われることを職員が共通して理解し、日々の支援を行っているが、十分ではない。
- c) 社会的養護が、母親と子どもの最善の利益を目指して行われることの職員の共通の理解がなく、日々の支援において実践していない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 施設における支援では、母親と子どもの個性を受容しその権利を尊重して、常に母親と子どもの最善の利益に配慮した支援をめざすことが求められます。
- 本評価基準では、社会的養護が、母親と子どもの最善の利益を目指して行われることを職員が共通して理解し、日々の支援を行っているかについて評価を行います。
- 職員の基本的姿勢や職業倫理、権利擁護の研修への参加など、施設における具体的な取組を評価します。

評価の着眼点

- 母親と子どもの個性を尊重し、母親と子どもの希望や意見に可能な限り応えている。
- 日常生活の場面で、母親と子どもから意見を引き出せるよう取り組んでいる。
- 人権に配慮した支援を行うために、職員一人一人の職業倫理並びに職員としての職務及び責任の理解と自覚を持っている。
- 施設全体の質の向上を図るため、職員一人一人が、実践や研修を通じて専門性を高めるとともに、実践の内容に関する職員の共通理解や意見交換を図り、協働性を高めている。
- 職員どうしの信頼関係とともに、職員と子ども及び職員と母親との信頼関係を形成していく中で、常に自己研鑽に努め、喜びや意欲を持って支援に当たっている。
- 母親や子どもの意向に沿うことが、結果として母親と子どもの利益につながらないこともあることを踏まえ、適切に支援している。
- 受容的・支持的なかかわりを基本としながら母親と子どもの状況に応じて適切な対応ができるよう、常に母親と子どもの利益を考慮し真摯に向き合っている。
- 母親や子どもの希望に応えられない事柄については、その理由をその都度母親や子どもに説明して、理解を求めている。



3- (1) -③ 母親と子どものプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備し、職員に周知するための取組を行っている。(共通Ⅲ-1-(1)-②)

【判断基準】

- a) 母親と子どものプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備し、職員に周知するための取組を行っている。
- b) 母親と子どものプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備しているが、職員に周知する取組が、十分ではない。
- c) 母親と子どものプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備していない。

評価基準の考え方と評価のポイント

○ここでいうプライバシーとは、「他人に干渉されたりしない、安心して過ごすことのできる各個人の私生活上の自由」のことです。母親と子どものプライバシー保護については母親と子どもの尊重の基本であり、例えば、母親と子どもが他人から見られたり知られたりすることを拒否する自由は保護されなければなりません。母親と子どもからの信頼を得るためにも、プライバシー保護に関する具体的な取組が求められます。なお、個人情報保護に関する取組は本評価基準にいうプライバシーの対象ではありません。(個人情報保護に関する取組は、2-(2)-②「利用者に関する記録の管理体制が確立している。」の項目の対象となります。)

○職員に対し、母親と子どものプライバシー保護に関する基本的な知識や社会福祉に携わる者としての姿勢・意識を十分に理解させること、種別に応じた留意点に関する規程・マニュアル等を作成して周知徹底することが必要です。周知徹底は、単に職員に規程・マニュアル等を配布しただけではb) 評価となります。

○支援の場面ごとに作成されている手順書の中で、プライバシー保護に関する留意事項が記載されている場合も、本評価基準での「規程・マニュアル等」と認めることができます。

○施設の場合、通信、面会に関するプライバシー保護や、入浴・排泄等生活場面におけるプライバシー保護について、設備面での配慮や工夫も含めた組織としての取組も評価の対象となります。規程・マニュアル等の整備と周知への取組とあわせて全体を評価します。

○評価方法は、規程・マニュアル等の内容を確認するとともに、具体的な取組を聴取します。

評価の着眼点

□母親と子どものプライバシー保護について、規程・マニュアル等の整備や、施設・設備面での工夫等、組織として具体的に取り組んでいる。

□居室への立ち入り等が必要な場合の事前説明と本人の同意等について手続きを定めて行っている。

□母親と子どものプライバシー保護に関する基本的知識、社会福祉事業に携わる者としての姿勢・意識、利用者のプライバシー保護に関する規程・マニュアル等について、職員に研修を実施している。

□規程・マニュアル等に基づいた支援が実施されている。

3-(1)-④ 母親と子どもの思想や信教の自由を保障している。

【判断基準】

- a) 母親と子ども個人の思想や信教の自由が保障されている。
- b) —
- c) 母親と子ども個人の思想や信教の自由が尊重されていない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 母親と子ども個人の思想や信教の自由については、最大限に配慮して保障していくことが大切です。
- 児童の権利条約では、子どもの思想、良心、宗教の自由を保障しており、心の自由は個人の尊厳と基本的人権の尊重という理念の確立という視点から最も大切にされなければなりません。
- 本評価基準では、母親と子ども個人の思想や信教の自由を保障するための施設における取組を評価します。

評価の着眼点

- 施設において宗教的活動を強要していない。
- 個別的な宗教活動は尊重している。
- 母親と子どもの思想や信教の自由については、最大限に配慮し保障している。
- 母親の思想や信教によって、その子どもの権利が損なわれないよう配慮している。

### 3- (2) 母親と子どもの意向や主体性の配慮

3- (2) -① 母親と子どもの意向を把握する具体的な仕組みを整備し、その結果を踏まえて、支援の内容の改善に向けた取組を行っている。(共通Ⅲ-1-(2)-①)

#### 【判断基準】

- a) 母親と子どもの意向を把握する具体的な仕組みを整備し、その結果を踏まえて、支援の内容の改善に向けた取組を行っている。
- b) 母親と子どもの意向を把握する具体的な仕組みを整備し、その結果を踏まえて、支援の内容の改善に向けた取組を行っているが、十分ではない。
- c) 母親と子どもやの意向に配慮する姿勢が明示されていない。

#### 評価基準の考え方と評価のポイント

- 施設では、「自立支援計画」の作成に際して、母親と子どもの意向の確認が必要となっています。それだけでなく、施設として母親と子どもの意向を把握する仕組みを整備しているか、また、調査等の結果を活用し、組織的に支援の改善に向けた取組が行われているか評価します。
- 職員は日常的な会話の中で発せられる母親と子どもの意向をくみ取り、また、施設として、母親と子どもの意向調査、個別の聴取等を行い、改善課題の発見に努めることが大切です。
- 具体的には、母親と子どもの意向に関する調査、子どもや保護者への個別の聴取、生活場面面接等があります。母親と子どもの意向に関する調査等を定期的に行うことは、改善課題の発見や、改善課題への対応策の評価・見直しの検討材料となります。
- さらに、母親と子どもの意向への配慮に関する調査の結果を活用し、具体的な支援の改善に結びつけているかどうか、そのために組織として仕組みを整備しているかどうかを評価します。
- 調査結果を分析・検討する担当者・担当部署の設置、定期的な検討会議開催等の仕組みが求められます。
- このような仕組みが機能することで、職員の母親と子どもの意向への配慮に対する意識を向上させ、施設全体が共通の問題意識のもとに改善への取組を行うことができるようになります。調査結果が職員に共有されているかどうか、評価の対象となります。
- 評価方法は、調査結果に関する分析や検討内容の記録、改善策の実施に関する記録等の書面や、訪問調査での具体的な取組の聴取等によって確認します。

#### 評価の着眼点

- 母親と子どもの意向を把握する目的で、母親と子どもへの個別の相談面接や聴取、母親と子どもとの懇談会を定期的に行っている。
- 母親と子どもの意向に関する調査の担当者・担当部署の設置や、把握した結果を分析・検討するために、母親と子ども参画のもとで検討会議の設置等が行われている。
- 分析・検討の結果に基づいて具体的な改善を行っている。

3-(2)-② 母親や子どもが、自分たちの生活全般について自主的に考える活動（施設内の自治活動等）を推進し、施設における生活改善に向けて積極的に取り組んでいる。

【判断基準】

- a) 母親や子どもが、自分たちの生活全般について自主的に考える活動（施設内の自治活動等）を推進し、施設における生活改善に向けて積極的に取り組んでいる。
- b) 母親や子どもが、自分たちの生活全般について自主的に考える活動（施設内の自治活動等）の推進に努め、施設における生活改善に取り組んでいるが、十分ではない。
- c) 母親や子どもが、自分たちの生活全般について自主的に考える活動（施設内の自治活動等）を行っていない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 母子生活支援施設では、母親と子どもの安定した日常生活への支援と同時に、母親と子どもの自主性を尊重した施設生活改善への活動の推進が求められます。このような活動は、母親と子どもが自らの権利を学び、生活を自らの手で改善する力を育むための支援となります。
- 母親と子ども自身による主体的な活動の推進に向けた具体的な取組や、それらに対する職員のかかわりについて評価します。
- 本評価基準は施設内の自治会等における母親と子どもの意見表明の機会確保や、主体的な取組について評価するものです。

評価の着眼点

- 子ども自身が自分たちの生活全般について、自主的・主体的な取組ができるような活動（施設内の自治会活動等）を実施している。
- 子どもが問題や課題について主体的に検討し、その上で取組、実行、評価するといった内容を含んだ活動をしている。
- 活動を通して、子どもの自己表現力、自律性、責任感などが育つよう必要な支援をしている。
- 母親が自らの権利を学び、自主的に自分の生活を改善していく力を養えるよう支援している。
- 母親の自治会活動等を通して、母親の自己表現力、自律性、責任感などに対する支援を行っている。

3- (2) -③ 施設が行う支援について事前に説明し、母親と子どもそれぞれが主体的に選択（自己決定）できるよう支援している。

【判断基準】

- a) 施設が行う支援について事前に説明し、母親と子どもそれぞれが主体的に選択（自己決定）できるよう支援している。
- b) 施設が行う支援について事前に説明し、母親と子どもそれぞれが主体的に選択（自己決定）できるよう支援しているが、十分ではない。
- c) 施設が行う支援について事前に説明していない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 適切な情報提供は、母親と子どもの知る権利を守り、主体性のある力を高めること（エンパワメント）につながります。
- 情報提供は母親と子どもの意見表明や自己決定の前提となるものであることから、提供する情報の内容や、その方法にも十分な配慮が求められます。
- 本評価基準では、母親と子ども自身が選択する力を身につけ、自己確立を図るという基本的な考え方に基づき、十分な情報提供、説明が行われているかどうかについて具体的な取組みを評価します。

評価の着眼点

- 施設が提供する支援内容について、理解できるようわかりやすい説明等を工夫し、自己決定により主体的に活用できるように働きかけている。
- 母親と子どもの自己決定の重要性について職員全員が十分認識している。
- 必要な情報を提供し、主体的な選択ができるようにしている。
- 母親と子どもの決定が異なる場合には、必要な調整を行っている。
- 常に母親と子どものニーズの把握をし、必要な情報やニーズに応じた支援メニューを提供するよう努めている。

### 3- (3) 入所時の説明等

3- (3) -① 母親と子ども等に対して、支援の内容を正しく理解できるような工夫を行い、情報の提供を行っている。(共通Ⅲ-3-(1)-①)

#### 【判断基準】

- a) 母親と子ども等に対して、支援の内容を正しく理解できるような工夫を行い、情報を積極的に提供している。
- b) 母親と子ども等に対して、支援の内容を正しく理解できるような工夫を行い、情報を提供しているが、十分ではない。
- c) 母親と子ども等に対して、支援の内容を正しく理解できるような情報を提供していない。

#### 評価基準の考え方と評価のポイント

- 施設長には、母親と子ども等、又は関係機関が支援の内容を正しく理解することができる情報を提供することが求められています。
- ここで言う情報とは、支援の内容を正しく理解できるような母親と子ども等、又は関係機関の視点に立った情報を指します。
- 支援の内容がわかりやすく紹介された印刷物の作成、ホームページの作成、紹介ビデオの作成、見学・体験希望者への対応等、母親と子ども等、又は関係機関が情報を簡単に入手できるような取組、工夫が必要です。
- 本評価基準では、支援の内容等について施設が積極的に情報提供を行うことを求めています。

#### 評価の着眼点

- インターネットを利用して、施設を紹介したホームページを作成し公開している。
- 施設を紹介する資料は、言葉遣いや写真・図・絵の使用等で誰にでもわかるような内容になっている。
- 見学、体験入所、一日利用等の希望に対応している。
- 施設の様子(内容)がわかりやすく紹介された印刷物等を作成し、希望があれば見学にも応じるなど支援の内容を正しく理解できるような工夫を行っている。
- 母親と子ども等、又は関係機関が入手しやすいパンフレットを福祉事務所に置くなどの取組を行っている。
- 施設の機能、役割を正しく理解できるような工夫を行っている。

3- (3) -② 入所時に、施設で定めた様式に基づき支援の内容や施設での約束ごとについて母親と子ども等にわかりやすく説明している。(共通Ⅲ-3-(1)-②)

【判断基準】

- a) 入所時には、支援の内容や施設での約束ごとについて施設が定める様式に基づき母親と子ども等にわかりやすく説明を行っている。
- b) 入所時には、支援の内容や施設での約束ごとについて施設が定める様式に基づき母親と子ども等に説明を行っているが、十分ではない。
- c) 入所時には、支援の内容や施設での約束ごとについて施設が定める様式に基づき母親と子ども等に説明を行っていない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 本評価基準では、入所時に、母親と子ども等にわかりやすく説明を行っているかどうかの評価のポイントになります。
- 母親と子ども等に対する説明は、どの母親と子どもに対しても、施設が定めた様式に基づいて、同じ手順・内容で行われることを前提としています。また、本人が説明を受けることが困難な母親と子どもに対して、施設がどのような支援の方法をとっているかも確認します。
- 特に、母親と子どもの不安を解消し、施設生活を理解できるような説明、さらに担当者を決めて温かみのある雰囲気の中で、母親と子どもに安心感を与えるような適切な支援も必要となります。
- 評価方法は、訪問調査において、説明の様式・内容や援助の内容と状況を聴取します。また、母親と子ども等への説明内容が具体的に記録された書面を確認します。書面での確認ができない場合はc) 評価となります。

評価の着眼点

- 入所時に、支援の内容が具体的に記載された資料を用意して、母親と子ども等に説明している。
- 説明に当たっては、母親と子ども等が理解しやすいような工夫や配慮を行っている。
- 施設の規則、面会や外泊などの約束ごとや生活上の留意点等についてわかりやすく説明している。
- 母親と子どもの不安を解消し施設生活を理解できるよう配慮し、担当者を決めて適切な援助を行っている。
- 様々な支援の利用方法や施設のルール、個人情報の取扱いや設備の使用法など、施設で生活を行う上で必要な情報をわかりやすく説明し、母親と子どもが安心感を得られるように配慮している。
- 丁寧な説明をすることで、母親と子どもの不安を解消し、これからの生活に展望が持てるよう配慮している。

### 3- (4) 母親や子どもが意見や苦情を述べやすい環境

3- (4) -① 母親と子どもが相談したり意見を述べたい時に相談方法や相談相手を選択できる環境を整備し、母親と子どもに伝えるための取組を行っている。  
(共通Ⅲ-1-(3)-①)

#### 【判断基準】

- a) 母親と子どもが相談したり意見を述べたい時に相談方法や相談相手を選択できる環境が整備され、そのことを子どもに伝えるための取組が行われている。
- b) 母親と子どもが相談したり意見を述べたい時に相談方法や相談相手を選択できる環境が整備されているが、そのことを子どもに伝えるための取組が十分ではない。
- c) 母親と子どもが相談したり意見を述べたい時に、相談方法や相談相手を選択できない。

#### 評価基準の考え方と評価のポイント

- 本評価基準では、組織として母親と子どもが相談したり意見を述べたりしやすいような方途をどのように構築しているか評価します。
- 相談方法や相手を選択できるとは、日常的に接する職員以外に、相談窓口を設置する等、専門的な相談、あるいは組織に直接相談しにくい内容の相談等、相談内容によって複数の相談方法や相談相手が用意されているような取組を指します。
- 取組を実効あるものにしていくためには、母親と子ども等に十分に周知されている必要があります。入所時に説明を行うだけでなく、日常的に相談窓口を明確にした上で、その内容をわかりやすい場所に掲示する、日常的な言葉かけを積極的に行う等の取組も評価の対象となります。
- 評価方法は、訪問調査によって組織としての取組を聴取し、書面や実際の施設内の見学等で確認します。

#### 評価の着眼点

- 母親と子どもが、複数の相談方法や相談相手の中から自由に選べることを、わかりやすく説明した文書を作成している。
- 母親と子ども等に、その文書を配布している。
- 母親と子ども等に十分に周知し、日常的に相談窓口を明確にした上で、内容をわかりやすい場所に掲示している。
- 相談や意見を述べやすいようなスペースに配慮している。
- 母親と子どもが自由に意見を表明できるよう、母親、子どもと職員の関係づくりに取り組んでいる。
- 普段の母親と子どもの表情や態度からも気持ちや意見を読み取るように取り組んでいる。
- 発達段階や能力によって十分に意思を表明することができない母親と子どもに対して、職員が代弁者としての役割を果たすよう努めている。
- 日常生活の場面で、面接を実施し、母親と子どもから意見を引き出すよう取り組んでいる。
- すぐに対応することが難しいことについても、職員会議等で話し合う等の取組を行っている。



3- (4) -② 苦情解決の仕組みを確立し、母親と子ども等に周知する取組を行うとともに、  
苦情解決の仕組みを機能させている。(共通Ⅲ-1-(3)-②)

【判断基準】

- a) 苦情解決の仕組みが確立され母親と子ども等に周知する取組が行われているとともに、苦情解決の仕組みが機能している。
- b) 苦情解決の仕組みが確立され母親と子ども等に周知する取組が行われているが、十分に機能していない。
- c) 苦情解決の仕組みが確立していない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 社会福祉法第82条によって、社会福祉事業の経営者は、利用者等からの苦情の適切な解決に努めることが求められています。また、各福祉施設の最低基準等においては、利用者等からの苦情への対応が規定されています。本評価基準では、これらの背景を踏まえて、実際に苦情解決の仕組みが組織の中で確立され機能しているかどうか、また組織が苦情解決について、提供する支援の内容に関する妥当性の評価や改善課題を探るための有効な手段と位置付けているかどうかを評価します。
- 苦情解決の体制については、①苦情解決責任者の設置（施設長、理事長等）、②苦情受付担当者の設置、③第三者委員の設置が求められています。第三者委員は、苦情解決についての密室性の排除と社会性・客観性の確保、利用者の立場に立った苦情解決の援助のために設置されるもので、人数は複数が望ましいとされています。
- 苦情解決の手順については、苦情解決の仕組みを利用者等に十分周知しているかどうか、苦情を受け付けた時の正確な記録と苦情解決責任者への報告が行われているかどうか、解決へ向けての話し合いの内容や解決策等について経過と結果を記録しているかどうか、苦情を申し出た利用者等に経過や結果をフィードバックしているかどうか、苦情を申し出た利用者等に不利にならない配慮をした上で公表しているかどうか、等が評価のポイントとなります。
- また、組織が苦情解決への取組を、利用者保護の視点と同時に、支援の質の向上に向けた取組の一環として積極的にとらえているかどうかを、体制の整備や解決手順・結果公表等の具体的な取組によって評価します。
- 苦情解決責任者が設置されていない、苦情受付担当者が設置されていない、第三者委員が設置されていない、解決への話し合いの手順等が特に決まっていない、公表を行っていない場合はc) 評価となります。

評価の着眼点

- 苦情解決の体制（苦情解決責任者の設置、苦情受付担当者の設置、第三者委員の設置）を整備している。
- 苦情解決の仕組みを説明した資料を母親と子ども等に配布、説明しているとともに、わかりやすく説明した掲示物を掲示している。
- 母親と子ども等に対して、苦情記入カードの配布や匿名アンケート実施など母親と子どもが苦情を申し出やすい工夫を行っている。
- 苦情を受け付けて解決を図った記録が適切に保管されている。
- 苦情への検討内容や対応策を、母親と子ども等に必ずフィードバックしている。
- 苦情を申し出た母親と子ども等に配慮した上で、苦情内容及び解決結果等を公表している。

3-(4)-③ 母親と子ども等からの意見や苦情等に対して対応マニュアルを整備し、迅速に対応している。(共通Ⅲ-1-(3)-③)

【判断基準】

- a) 母親と子ども等からの意見等に対する対応マニュアルを整備し、迅速に対応している。
- b) 母親と子ども等からの意見等に対する対応マニュアルを整備しているが、迅速に対応していない。
- c) 母親と子ども等からの意見等に対する対応マニュアルを整備していない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 本評価基準は、苦情に限定されない母親と子ども等からの意見や、提案への対応について評価します。苦情に対しては、迅速な対応を心掛けている施設も多いと思われませんが、意見や提案に対しても同様に迅速な対応体制を整えることが、母親と子ども等からの信頼を高めることにつながります。
- 施設には、母親と子ども等からの苦情のみならず、意見や提案から組織の改善課題を発見し、支援の質を向上させていく姿勢が求められます。この姿勢を具体化したものが、本評価基準で取り上げている「対応マニュアル」となります。
- 対応マニュアルには、意見や提案を受けた後の手順や、具体的な施設内での検討等対応方法、記録の方法さらには母親と子どもへの経過と結果のフィードバック、公表の方法などがその内容別に具体的に記載されているとともに、より効果的な仕組みとしていくために、対応マニュアルの見直しを行うことが必要となります。
- また、対応マニュアルに沿って対応を図ることはもとより、母親と子ども等からの意見や苦情を、実施する支援や施設運営の改善につなげていかなければなりません。
- 本評価基準では、対応マニュアルの整備のほか具体的に支援や施設運営の改善につなげている取組も含めて評価します。

評価の着眼点

- 意見や提案を受けた際の記録の方法や報告の手順、対応策の検討等について規定したマニュアルを整備している。
- 対応マニュアルに沿った取組がなされており、意見や提案のあった母親と子ども等には、検討に時間がかかる場合も状況を速やかに報告している。
- 対応マニュアルの定期的な見直しを行っている。
- 苦情や意見等を支援や施設運営の改善に反映している。
- 母親と子どもの希望に応えられない場合は、その理由を説明して、理解を求めている。

### 3- (5) 権利侵害への対応

3- (5) -① いかなる場合においても、職員等による暴力や脅かし、人格的辱め、心理的虐待、セクシャルハラスメントなどの不適切なかかわりが起こらないよう権利侵害を防止している。

#### 【判断基準】

- a) いかなる場合においても、職員等による暴力や脅かし、人格的辱め、心理的虐待、セクシャルハラスメントなどの不適切なかかわりが起こらないよう権利侵害を防止している。
- b) -
- c) 職員等による暴力や脅かし、人格的辱め、心理的虐待、セクシャルハラスメントなどの不適切なかかわりによる権利侵害を防止するための取組が十分ではない。

#### 評価基準の考え方と評価のポイント

- 母子生活支援施設では、いかなる場合においても体罰や人格を辱めるような懲戒は許されるものではありません。
- 職員研修等を通じて、不適切なかかわりによる権利侵害を行わないことへの意識を高めることのほか、日頃から不適切なかかわりによる権利侵害の起こりやすい状況や場面について検証するとともに、不適切なかかわりによる権利侵害をしない援助技術の習得を図る等の取組が求められます。
- また、不適切なかかわりによる権利侵害があった場合を想定して、施設長が職員・利用者双方に事実確認や原因の分析等を行うことや、「就業規則」等の規程に基づいて、厳正に処分を行う仕組みを整備することも必要となります。
- 本評価基準では、職員からの不適切なかかわりによる権利侵害を行わないための取組について評価します。

#### 評価の着眼点

- 「就業規則」等の規程に、体罰の禁止や権利侵害の防止を明記している。
- 不適切なかかわりの起こりやすい状況や場面について、具体的な例を示しながら、研修や話し合いを行い、職員による不適切なかかわりを行わないための支援技術を習得させている。
- 不適切なかかわりの禁止を職員等に徹底するため、日常的に会議等で取り上げ、行われていないことを確認している。
- 不適切なかかわりがあった場合を想定し、施設長が職員と利用者の双方に事実確認や原因の分析等を行うことや「就業規則」等の規程に基づいて厳正に処分を行う仕組みがとられている。
- 施設長は、職員からの暴力や言葉による脅かしなどの不適切なかかわりが発生した場合に対応するためのマニュアル等を整備し、規程に基づいて厳正に対応している。

3-(5)-② いかなる場合においても、母親や子どもが、暴力や脅かし、人格を辱めるような不適切な行為を行わないよう徹底している。

【判断基準】

- a) いかなる場合においても、母親や子どもが、暴力や脅かし、人格を辱めるような不適切な行為を行わないよう徹底している。
- b) いかなる場合においても、母親や子どもが、暴力や脅かし、人格を辱めるような不適切な行為を行わないよう取り組んでいるが、十分ではない。
- c) 母親や子どもが、暴力や脅かし、人格を辱めるような不適切な行為を行わないように取り組んでいない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 身体的暴力、言葉による暴力や人格的辱め、無視・脅迫等の心理的虐待、セクシャルハラスメント等、不適切な行為は絶対に許されるものではありません。
- 不適切な行為を伴わない人とのかかわりについて、母親や子どもに伝え、良好な人間関係の構築を図る必要があります。
- 日頃から、職員研修や具体的な体制整備を通じて、母親や子どもによる他者への不適切な行為の防止について対策を講じておく必要があります。
- 本評価基準では、母親や子どもによる他の入所者等への不適切な行為の防止・早期発見に向けた具体的な取組を評価します。

評価の着眼点

- 不適切な行為の防止について、具体的な例を示して、母親と子どもに周知している。
- 不適切な行為に迅速に対応できるように、母親と子どもからの訴えやサインを見逃さないよう留意している。
- 不適切な行為の防止を徹底するため、日常的に会議等で取り上げ、行われていないことの確認や職員体制の点検と改善を行っている。
- 不適切な行為を伴わない人とのかかわりについて、母親や子どもに伝え、良好な人間関係の構築を図っている。

3- (5) -③ 子どもに対する暴力や脅かし、人格を辱めるような不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいる。

【判断基準】

- a) 子どもに対する暴力や脅かし、人格を辱めるような不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいる。
- b) 子どもに対する暴力や脅かし、人格を辱めるような不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいるが、十分ではない。
- c) 子どもに対する不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 体罰はもとより、言葉による暴力や人格的辱め、無視・脅迫等の心理的虐待等、不適切なかかわりは絶対に許されるものではありません。
- 日頃から職員研修や具体的な体制整備を通じて、子どもへの不適切なかかわりの防止について対策を講じておく必要があります。
- 本評価基準では、母親から子どもに対する暴力や脅かし、人格を辱めるような不適切なかかわりの防止・早期発見に向けた具体的な取組を評価します。

評価の着眼点

- 不適切なかかわりに迅速に対応できるように、子どもからの訴えやサインを見逃さないよう留意している。
- 子どもが自分自身を守るための知識・具体的方法について学習する機会を設けている。
- 不適切なかかわりを伴わない子育てについて母親に伝え、良好な親子関係の構築を図っている。
- 常に親子関係の把握に努め、適切な助言や支援を行っている。

## 4 事故防止と安全対策

### 4-① 事故、感染症の発生時など緊急時の母親と子どもの安全確保のために、組織として体制を整備し、機能させている。(共通Ⅱ-3-(1)-①)

#### 【判断基準】

- a) 母親と子どもの安全確保のために、組織として体制を整備し機能している。
- b) 母親と子どもの安全確保のために、組織として体制を整備しているが、十分に機能していない。
- c) 母親と子どもの安全確保のために、組織として体制を整備していない。

#### 評価基準の考え方と評価のポイント

- 母親と子どもの安全を確保することは、最も基本的な社会的養護の質を保証するものです。安全確保のための体制を整備することは最低限の義務として当然のことであり、社会的養護の質の向上を目指す意味からも事故防止等に積極的に取り組む必要があります。
- また、安全確保のための体制の確立には、施設長が明確な目的意識のもとにリーダーシップを発揮することが求められます。
- 安全確保の取組は、組織的・継続的に行われなければその成果は望めません。母親と子どもの安全確保を目的としたマニュアル等を整備した上で、組織内のシステムを確立し実行していくことは、母親と子どもの安全等に関する意識を職員全体で向上させていくことにもつながります。
- 具体的には、①責任を明確にした安全確保のための体制の確立（緊急時の対応体制を含む）、②担当者・担当部署の設置、③定期的な検討の場の設置、④事故防止策実施の定期的な評価・見直しの実施等が挙げられます。
- なお、安全確保のために把握すべきリスクには、衛生上のリスク、感染症のリスク、急病及び不審者の侵入、施設外で利用者が遭遇する可能性のあるリスク（犯罪、事故等）等、母親と子どもにかかわる全てのリスクを含みます。

#### 評価の着眼点

- 施設長は母親と子どもの安全確保の取組について、リーダーシップを発揮している。
- 母親と子どもの安全確保に関する担当者・担当部署を設置し、その担当者等を中心にして、関係職員の参画のもとで定期的に安全確保に関する検討会を開催している。
- リスクの種類別に、責任と役割を明確にした管理体制が整備されている。
- 事故発生対応マニュアル、衛生管理マニュアル等を作成して職員に周知しているとともに。マニュアル類は定期的に見直しを行っている。
- 不審者の侵入等の緊急時の安全確保の体制が整備されている。
- 施設周辺等における不審者等の情報について、日頃から地域や警察等の関係機関と連携して、情報を速やかに把握できる体制をとっている。
- 母親と子どもが犯罪や事故の被害から自分を守るため、施設外での行動に当たって遵守すべき事項について支援している。

#### 4-② 災害時に対する母親と子どもの安全確保のための取組を行っている。

(共通Ⅱ-3-(1)-②)

##### 【判断基準】

- a) 地震、津波、大雪などの災害に対して、母親と子どもの安全確保のための取組を積極的に行っている。
- b) 地震、津波、大雪などの災害に対して、母親と子どもの安全確保のための取組を行っているが、十分ではない。
- c) 地震、津波、大雪などの災害に対して、母親と子どもの安全確保のための取組を行っていない。

##### 評価基準の考え方と評価のポイント

- 母親と子どもの安全確保をするためには、支援上のリスク対策のみならず、災害時に対しても、組織的に対策を講じることが必要です。
- 特に施設においては、災害時においても、母親と子どもの安全を確保するとともに支援を継続することが求められます。「支援の継続」の観点から、災害時に備えた事前準備・事前対策を講じることが重要です。
- 消防計画の策定など法律で定められた事項や監査事項の対策にとどまらず、実効性の高い取組を積極的に行っているかどうか確認します。
- 例えば、ハード面では立地条件から災害の影響を把握する、耐震診断を受けて必要な耐震措置を実施する、設備等の落下防止措置を講じる、消火設備を充実させる、食料や備品などの備蓄を整備するなどが挙げられます。
- ソフト面では、災害発生時の体制を整備する、子どもや職員の安否確認の方法を確立し全職員に周知する、災害発生時の初動時の対応や出勤基準などを示した行動基準を策定し、全職員に周知を図る、定期的に訓練を行い、対策の問題点の把握や見直しを行うなどが挙げられます。

##### 評価の着眼点

- 立地条件等から災害の影響を把握し、建物・設備類の必要な対策を講じている。
- 災害時の対応体制を整えている。
- 母親と子ども及び職員の安否確認の方法が決められ、全職員に周知されている。
- 食料や備品類などの備蓄リストを作成し、備蓄を進めている。
- 地元の消防署、警察、自治会、消防団等と連携するなど工夫して訓練を実施している。

4-③ 母親と子どもの安全を脅かす事例を組織として収集し、要因分析と対応策の検討を行い、  
母親と子どもの安全確保のためにリスクを把握し対策を実施している。(共通Ⅱ-3-(1)-  
③)

【判断基準】

- a) 母親と子どもの安全を脅かす事例を組織として収集し、要因分析と対応策の検討を行い実行している。
- b) 母親と子どもの安全を脅かす事例を組織として収集しているが、要因分析と対応策の検討が十分ではない。
- c) 母親と子どもの安全を脅かす事例を組織として収集していない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 母親と子どもの安全確保のための体制整備の面では施設長のリーダーシップが欠かせませんが、具体的な安全確保策を講じる際には業務の現場における知恵の活用が最も重要です。
- 本評価基準のポイントは、組織として母親と子どもの安全を脅かす事例の収集を、その仕組みを整備した上で実施しているかどうか、そして収集した事例を有効に活用しているかどうか、という点にあります。
- 事例の収集は、母親と子どもの安全確保を目的に組織として情報を共有化し、対策を講ずるために行うものです。職員個人の反省を促したり、ノルマを課す性格のものではないことに留意する必要があります。事例を収集して、その要因を分析し、対応策を検討・実施することで事故等の発生を防ぐとともに、職員の「危険への気付き」を促す効果が生まれます。
- 要因分析と対応策の検討は、組織的・継続的に行われていることがポイントです。単に収集事例の分類や一覧表の作成等に留まらず、課題を把握し、実効的な事故防止策等の策定と実行までつなげているものを評価します。
- また継続的な取組として、実施されている安全確保策についての定期的な評価・見直しを行う必要もあります。(母親と子どもの安全を脅かす事例には、衛生上のリスク、感染症のリスク等を含みます。)

評価の着眼点

- 法令で定められるもののほか、安全対策の一環として建物設備や遊具等の点検を行ったり、施設内外の危険箇所について把握している。
- 薬品、刃物、電気製品など危険物の収納管理など、事故を未然に防ぐための取組を組織的にしている。
- 母親と子どもの安全を脅かす事例の収集を、その仕組みを整備した上で実施している。
- 収集した事例について、職員の参画のもとで発生要因を分析し、未然防止策を検討している。
- 職員に対して、安全確保・事故防止に関する研修を行っている。
- 事故防止策等の安全確保策の実施状況や実効性について、定期的に評価・見直しを行っている。
- 災害や事故発生に備え、危険箇所の点検や避難訓練を実施している。
- 外部からの不審者等の侵入防止のための対策や訓練など不測の事態に備えて対応を図るとともに、地域の関係機関等と連携し、必要な協力が得られるよう努めている。



#### 4-④ 十分な夜間管理の体制を整備している。

##### 【判断基準】

- a) 十分な夜間管理の体制を整備している。
- b) 夜間管理の体制を整備しているが、十分ではない。
- c) 夜間管理の体制を整備していない。

##### 評価基準の考え方と評価のポイント

- 夜間管理での職員不在は、母親と子どもへの支援を行う上で不適切と言わざるを得ません。
- DV被害者や虐待を受けた子どもへの支援において、職員による24時間の支援体制は大変重要なことと言えます。
- 職員の勤務シフトを工夫して、できるだけ早朝・夜間に複数の職員を配置することは重要です。
- 直接処遇職員ではない職員の宿直や管理宿直では、十分な支援体制とは言えません。
- 夜間管理のほか、日曜や祝日など休日の日直体制も重要です。

##### 評価の着眼点

- 年間を通して24時間体制で、職員による宿直が行われている。
- 職員は複数体制で夜間管理を行っている。
- 緊急時に備えて、夜間でも対応できる体制を構築している。
- 夜間警備強化のため、防犯カメラやセンサー式照明等を設置している。
- 警察や警備会社への緊急通報装置を設置している。
- 不審者対策マニュアルを整備し、職員に周知している。
- 職員の勤務シフトを工夫して、早朝・夜間の複数職員による勤務体制をとっている。
- 休日や祝日は、職員による日直体制をとっている。

## 5 関係機関連携・地域支援

### 5- (1) 関係機関との連携

5- (1) -① 施設の役割や機能を達成するために必要となる社会資源を明確にし、児童相談所など関係機関・団体の機能や連絡方法を体系的に明示し、その情報を職員間で共有している。(共通Ⅱ-4-(2)-①)

#### 【判断基準】

- a) 施設の役割や機能を達成するために必要となる、関係機関・団体の機能や連絡方法を体系的に明示し、その情報が職員間で共有されている。
- b) 施設の役割や機能を達成するために必要となる、関係機関・団体の機能や連絡方法を体系的に明示しているが、その情報が職員間で共有されていない。
- c) 施設の役割や機能を達成するために必要となる、関係機関・団体の機能や連絡方法を体系的に明示していない。

### 評価基準の考え方と評価のポイント

○施設の役割や機能を達成し、社会的養護の質を向上させていくためには、地域の様々な機関や団体との連携が必要となります。ここで言う「必要な社会資源」とは、母親と子どもへの支援の質の向上のために連携が必要な機関や団体を指し、具体的には、福祉事務所、児童相談所、保健所、公共職業安定所、病院、学校、地域内の他の事業所やボランティア団体、NPO、各種自助組織、町内会・自治会等地縁組織等が挙げられます。制度サービスのみならず制度外のサービスによるボランティア団体やNPOによるサービスを含めて考える必要があります。

○また、職員間でそれらに関する情報の共有化が図られているかどうかの評価も行います。関係機関・団体の機能や、連絡方法を記載した資料の保管場所や内容等が、必要に応じて職員が活用できるようになっているかどうか、会議で説明を行う等職員に周知されているかどうかについても、訪問調査で確認を行います。

### 評価の着眼点

□個々の母親と子どもの状況に対応できる社会資源を明示し、当該地域の関係機関・団体について、その機関・団体との連携の必要性を含めたリストや資料を作成している。

□職員会議で説明する等職員間で情報の共有化が図られている。

5- (1) -② 児童相談所等の関係機関等との連携を適切に行い、定期的な連携の機会を確保し、具体的な取組や事例検討を行っている。(共通Ⅱ-4-(2)-②)

【判断基準】

- a) 関係機関・団体と定期的な連携の機会を確保し、具体的な取組や事例検討を行っている。
- b) 関係機関・団体と定期的な連携の機会を確保しているが、具体的な取組や事例検討は行っていない。
- c) 関係機関・団体と定期的な連携の機会を確保していない。

評価基準の考え方と評価のポイント

○母親と子どもに対してより良い支援を行うとともに、地域社会において役割を果たしていくためには、関係機関・団体とのネットワーク化が必要不可欠です。その上で、問題解決に向けてネットワークを有効に活用することが重要です。本評価基準では、前項で明示された関係機関・団体との連携について、定期的な取組状況を評価します。

○定期的な取組の具体例としては、関係機関・団体等の参画のもとで定期的にケース会議を開催している、地域の定期的な連絡協議会に参加している、地域内の他組織と定期的に連絡会を開催している、等が挙げられますが、母親と子どもに対する支援の一環として行われる具体的な取組でなければ、十分とは言えません。

○また、築き上げたネットワークを有効に活用することが重要です。事業を進めていく上で、地域全体で課題となっている点について、関係機関・団体へ積極的に問題提起し、解決に向けて協働して取り組んでいく、等が挙げられます。

○なお、ネットワークを有効に活用していくためには情報の共有化が必要となりますが、その際、伝えてはならない情報に対する十分な管理が求められる点に留意が必要です。

○評価方法は、いくつかの関係機関・団体との具体的な取組を聴取し、書面でも確認します。

評価の着眼点

- 関係機関・団体と定期的な連絡会等を行っている。
- 地域の関係機関・団体とのネットワーク化に取り組んでいる。
- 母親と子どもや家族の支援について、関係機関等と協働して取り組む体制を確立している。
- ネットワーク内で共通の問題に対して、解決に向けて協働して具体的な取組を行っている。
- 関係機関・団体ネットワーク内での共通の課題に対して、ケース会議や情報の共有等を行い、解決に向けて協働して具体的な取組を行っている。
- 福祉事務所と施設は母親と子どもの情報を相互に提供している。
- 母親と子どもの支援について、福祉事務所、児童相談所、配偶者暴力相談支援センター、保健所等の関係機関や団体とのネットワークを図り、協働して取り組む体制を確立している。
- 要保護児童対策地域協議会、配偶者暴力対策地域協議会に参画し、地域の社会的資源としての役割を果たし、相互の機能の共有化を図っている。

## 5- (2) 地域社会への参加、交流の促進

### 5- (2) -① 母親と子どもと地域との交流を大切に、交流を広げるための地域への働きかけを行っている。(共通Ⅱ-4-(1)-①)

#### 【判断基準】

- a) 母親と子どもと地域との交流を広げるための地域への働きかけを適切に行っている。
- b) 母親と子どもと地域との交流を広げるための地域への働きかけを行っているが、十分ではない。
- c) 母親と子どもと地域との交流を広げるための地域への働きかけを行っていない。

#### 評価基準の考え方と評価のポイント

○母親と子どもが地域の人々と交流を持ち良好な関係を築くことは、子どもの活動範囲を広げるための大切なプロセスです。施設は、子どもの地域活動への参加を推奨し、子どもが参加しやすくなるための体制整備を行うことが求められます。

○同時に、母親と子どもと地域の人々との交流は、地域と施設の相互交流を促進するという意味もあわせ持っています。施設が、地域社会の一員としての社会的役割を果たすためにも、母親と子どもの地域への参加は大きな意味を持つと言えます。

○本評価基準では、母親と子どもと地域との交流を広げることを目的とした組織の取組について評価します。母親と子どもが地域へ出て行きやすいような援助と同時に、地域に対して、施設や母親と子どもへの理解を深めるための取組を行うことも評価の対象となります。

○評価方法は、訪問調査において実施状況の聴取が主となり、事業報告書等、書面でも確認します。

#### 評価の着眼点

地域とのかかわり方について基本的な考え方を文書化している。

活用できる社会資源や地域の情報を収集し、掲示板の利用等により母親と子どもに提供している。

母親と子どもが地域の行事や活動に参加する際、必要があれば職員やボランティアが援助を行う体制が整っている。

施設や母親と子どもへの理解を得るため地域の人々と母親と子どもとの交流会の機会を定期的に設けている。

施設の職員等が町内会や児童会等、地域の諸団体の役員等として活動している。

法人や施設を支える会、後援会等を組織し、施設の支援の趣旨に賛同した地域の人々から支えられている。

母親と子どもの買い物や通院等日常的な活動についても、定型的でなく個々の利用者のニーズに応じて、地域における社会資源を利用するよう推奨している。

地域のボランティア活動の参加や、お祭りなど地域社会の活動へ参加を支援している。

学校の友人等が施設へ遊びに来やすい環境作りを行っている。

5-(2)-② 施設が有する機能を地域に開放・提供する取組を積極的に行っている。  
(共通Ⅱ-4-(1)-②)

【判断基準】

- a) 施設が有する機能を、地域に開放・提供する取組を積極的に行っている。
- b) 施設が有する機能を、地域に開放・提供する取組を行っているが、十分ではない。
- c) 施設が有する機能を、地域に開放・提供する取組を行っていない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 地域とのかかわりを深める方法として、施設が持つ専門的な技術や情報を地域に提供することが挙げられます。このような取組を積極的に行うことは、地域の人々の理解を得ることやコミュニケーションを活発にすることにつながっていきます。
- 具体的には、育児に関する講習会や研修会・講演会等の開催、相談窓口の設置等が挙げられます。
- また、施設のこのような活動を地域へ知らせるための取組も評価の対象となります。
- 施設の種類や規模等によって、具体的な取組は様々だと思われそうですが、本評価基準の趣旨に沿って、個々の取組について評価を行います。

評価の着眼点

- 育児に関する講習会や研修会、地域住民の生活に役立つ講演会等を開催して、地域へ参加を呼びかけている。
- 地域へ向けて、理念や基本方針、施設で行っている活動等を説明した印刷物や広報誌等を配布している。
- 地域の人々の理解を得ることやコミュニケーションを活発にする取組を積極的に行っている。
- 育児相談窓口、子育て支援サークル等、地域ニーズに応じ住民が自由に参加できる多様な支援活動を行っている。
- 施設の集会室や学習室のスペースを開放するための規定を設け、施設として入手できる情報等を提供し、地域社会に役立っている。

5-(2)-③ ボランティア受入れに対する基本姿勢を明確にし、受入れについての体制を整備している。(共通Ⅱ-4-(1)-③)

【判断基準】

- a) ボランティア受入れに対する基本姿勢を明確にし、受入れについての体制を整備している。
- b) ボランティア受入れに対する基本姿勢を明確にし、受入れについての体制を整備しているが、十分でない。
- c) ボランティア受入れに対する基本姿勢が明確でなく、受入れについての体制を整備していない。

評価基準の考え方と評価のポイント

○地域の人々によるボランティア活動は、地域社会と施設をつなぐ柱の一つとして位置付けることができます。多くの施設が、様々な形でボランティアを受入れ、地域の人々との交流を図っていると思われませんが、施設側の姿勢や受入れ体制が明確になっていないと、思いがけないトラブルを誘引する場合があります。

○本評価基準では、まず、組織としての基本姿勢（基本的な考え方・方針等）について、明文化されているかどうかを評価します。また、それにはボランティアに関する組織としての姿勢や受入れの目的、仕事の範囲等が明文化されていることが必要です。

○次に、ボランティア活動が不測の事故などに結びつかないためにも、施設側の体制が整っていることが求められます。特に母親と子どもと直接接する場面では、十分な準備が必要で、見知らぬ人を忌避する母親と子どもへの配慮も求められます。また、ボランティアは福祉の専門職ではないので、注意事項等の説明が十分でない場合には、母親と子どもとトラブルになったり不測の事故が起きる危険も潜んでいます。

○本評価基準では、ボランティアの受入れに関する担当者の設置とマニュアルの作成を求めています。マニュアルには、登録手続、ボランティアの配置、母親と子ども等への事前説明、ボランティアへの事前説明、職員への事前説明、実施状況の記録、等の項目が記載されている必要があります。また、トラブルや事故を防ぐためのボランティアへの研修実施が必要です。

○ボランティア保険等傷害保険、賠償責任保険の加入の確認を行う必要があります。

○評価方法は、ボランティア受入れに当たっての手順や流れ、事前説明の仕組み、ボランティアへの事前説明の仕組みなど、具体的な方法を書面と聴取によって行います。

評価の着眼点

- ボランティア受入れに関する基本姿勢を明文化している。
- ボランティア受入れについて、登録手続、ボランティアの配置、仕事内容、事前説明等に関する項目が記載されたマニュアルを整備している。
- ボランティアに対して必要な説明や研修を行っている。

## 5- (3) 地域支援

### 5- (3) -① 地域の具体的な福祉ニーズを把握するための取組を積極的に行っている。 (共通Ⅱ-4-(3)-①)

#### 【判断基準】

- a) 地域の具体的な福祉ニーズを把握するための取組を積極的に行っている。
- b) 地域の具体的な福祉ニーズを把握するための取組を行っているが、十分ではない。
- c) 地域の具体的な福祉ニーズを把握するための取組を行っていない。

#### 評価基準の考え方と評価のポイント

- 本評価基準では、施設が地域社会における役割を果たすために、地域の具体的な福祉ニーズを把握するための取組を積極的に行っているかどうかを評価します。
- 地域住民から意見をもらう場合は、受け身な姿勢ではなく、相談事業を活発化させて、その中でニーズを把握する、地域交流のイベント時にアンケートを実施するなど、主体的に動くことが重要です。

#### 評価の着眼点

- 関係機関・団体との連携に基づき、具体的な福祉ニーズの把握に努めている。
- 民生委員・児童委員等と定期的な会議を開催する等によって、具体的な福祉ニーズの把握に努めている。
- 地域住民に対する相談事業を実施すること等を通じて、具体的な福祉ニーズの把握に努めている。
- 社会的養護の施設の責務を果たすべく、開かれた施設運営を行っている。

5-(3)-② 地域の福祉ニーズに基づき、施設の機能を活かして地域の子育てを支援する事業や活動を行っている。(共通Ⅱ-4-(3)-②)

【判断基準】

- a) 地域の福祉ニーズに基づき、施設の機能を活かして地域の子育てを支援する事業や活動を行っている。
- b) 地域の福祉ニーズに基づき、施設の機能を活かして地域の子育てを支援する事業や活動計画があるが、実施されていない。
- c) 施設の機能を活かして地域の子育てを支援する事業や活動の計画がない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 社会的養護の施設では、地域の子育て支援の機能の強化が重要です。
- 具体例としては、ショートステイ等や、育児支援の相談事業等があります。
- 評価方法は、訪問調査において具体的な取組を聴取し、書面でも確認します。

評価の着眼点

- 把握した福祉ニーズに基づいて実施した具体的な事業・活動がある。
- 把握した福祉ニーズに基づいた具体的な事業・活動を、中・長期計画や事業計画の中に明示している。
- 新たな事業・活動や企画の実施の時には、その利用者等に対して説明し、その意向を尊重している。
- 施設が有する専門性を活用し、地域の子育ての相談・助言や市町村の子育て事業の協力している。
- 地域の里親支援、子育て支援等に取り組むなど、施設のソーシャルワーク機能を活用し、地域の拠点となる取組を行っている。
- 相談援助を通じて情報の提供や関係機関の紹介を行い、内容によっては施設の相談機能を活用している。
- 地域の保護者が一時的に児童の保育・養育が困難となった場合、ショートステイやトワイライトステイ、夜間保育などを自治体と連携して実施している。



## 6 職員の資質向上

6-① 組織として職員の教育・研修に関する基本姿勢が明示されている。  
(共通Ⅱ-2-(3)-①)

### 【判断基準】

- a) 組織として職員の教育・研修に関する基本姿勢が明示されている。
- b) 組織として職員の教育・研修に関する基本姿勢が明示されているが、十分ではない。
- c) 組織として職員の教育・研修に関する基本姿勢が明示されていない。

### 評価基準の考え方と評価のポイント

- 職員の教育・研修に関する基本的な考え方のポイントは、社会的養護の質の向上のために組織が定めた目標とその目標達成に向けた各計画に、職員の研修計画が整合していなければならないという点です。組織として目的意識を持った研修計画が策定される必要があります。
- 本評価基準では、求められる職員のあり方を、具体的な技術水準や専門資格の取得といった点から明確にした職員の教育・研修に関する組織の基本姿勢を、基本方針や中・長期計画に明示していることを求めています。
- 施設が実施する支援の質の向上に対する取組を評価する項目ですので、正規職員の他、派遣契約職員や臨時職員等、職員全体についての教育・研修を対象とします。
- また、組織としての目的意識が明確にされているかどうかを評価しますので、単なる研修計画表は評価の対象となりません。組織が求める職員の専門性（知識、技術、判断力等）について、具体的な目標が明記され、それとの整合性が確保された体系的な計画が必要になります。
- 法人が一括して所管している場合であっても、本評価基準の趣旨に照らして評価します。

### 評価の着眼点

- 施設が目指す支援を実施するために、基本方針や中・長期計画の中に、組織が職員に求める基本的姿勢や意識を明示している。
- 現在実施している支援の内容や目標を踏まえて、基本方針や中・長期計画の中に、施設が職員に求める専門性や専門資格を明示している。

6-② 職員一人一人について、基本姿勢に沿った教育・研修計画が策定され計画に基づいて具体的な取組が行われている。(共通Ⅱ-2-(3)-②)

【判断基準】

- a) 職員一人一人について、基本姿勢に沿った教育・研修計画が策定され、計画に基づいた具体的な取組が行われている。
- b) 職員一人一人について、基本姿勢に沿った教育・研修計画が策定されているが、計画に基づいた具体的な取組が十分に行われていない。
- c) 職員一人一人について、基本姿勢に沿った教育・研修計画が策定されていない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 本評価基準では、個別の職員に対する教育・研修について、計画の策定と教育・研修の実施の視点から評価します。
- 組織は、基本姿勢に基づいてそれぞれの職員に求められる技術や知識等について、分析を行い教育・研修内容を決定していきます。さらに、実施された教育・研修成果の評価・分析を行い、その結果を踏まえて次の教育・研修計画を策定します。教育・研修計画についての中・長期的な視点も必要とされます。
- 基本姿勢を踏まえた教育・研修計画であるかどうか、一人一人の職員の持つ技量等を評価・分析し、その結果に基づいて計画が策定されているかどうか、その計画の策定の際に経験年数や将来への意向等を考慮しているかどうか、さらに実際に計画に従った教育・研修が実施されているかどうかの評価のポイントとなります。
- 職員一人一人が課題を持って主体的に学ぶとともに、他の職員や関係機関など様々な人とのかわりの中で共に学びあう環境を醸成することが大切です。
- 具体的には、相談員の面接技術向上のための国家資格の取得等が挙げられます。

評価の着眼点

- 職員一人一人について、基本姿勢に沿った教育・研修計画が策定されている。
- 職員一人一人について、援助技術の水準、知識、専門資格の必要性などを把握している。
- 策定された教育・研修計画に基づき、実際に計画に従った教育・研修が実施されている。
- 施設内外の研修を体系的、計画的に実施するなど、職員の自己研鑽に必要な環境を確保している。
- 教育・研修計画には、新任職員研修も含め段階的な教育・研修が設定されている。

6-③ 定期的に個別の教育・研修計画の評価・見直しを行い、次の研修計画に反映させている。  
(共通Ⅱ-2-(3)-③)

【判断基準】

- a) 研修成果の評価が定期的に行われるとともに、次の研修計画に反映されている。
- b) 研修成果の評価が定期的に行われているが、次の研修計画に反映されていない。
- c) 研修成果の評価が定期的に行われていない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 本評価基準では、研修成果の評価・分析が行われているかどうかを評価します。研修参加者の報告レポートや、評価・分析が記載された文書（職員別研修履歴等）で確認を行います。
- さらに、研修成果の評価・分析が、次の研修計画に反映されているかどうかを、継続した記録等の資料で確認します。

評価の着眼点

- 研修を終了した職員は、報告レポートを作成している。
- 研修を終了した職員が、研修内容を報告会などで発表し、共有化する機会を設けている。
- 報告レポートや発表、当該職員の研修後の業務等によって、研修成果に関する評価・分析を行っている。
- 評価・分析された結果を次の研修計画に反映している。
- 評価・分析された結果に基づいて、研修内容やカリキュラムの見直しを行っている。

6-④ スーパービジョンの体制をつくり、施設全体の支援の質を管理し、職員の援助技術の向上を図っている。

【判断基準】

- a) スーパービジョンの体制をつくり、施設全体の支援の質を管理し、職員の援助技術の向上を図っている。
- b) スーパービジョンの体制をつくり、施設全体の支援の質を管理し、職員の援助技術の向上を図っているが、十分ではない。
- c) スーパービジョンの体制をつくっていない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- スーパービジョンは、職員の支援に関して管理的、支持的、教育的機能を果たす方法です。職員の資質の向上を促進し、利用者への支援の質や量の管理をし、また、職員を様々な面で支えることによってバーンアウト等を予防することができます。
- スーパービジョンを行っていくには、適切なスーパーバイザーの配置と、スーパービジョンの時間の確保や、カンファレンス等を活用したグループスーパービジョンの定期的な開催などの、スーパービジョンの体制をつくる必要があります。
- 困難な課題を抱える利用者への対応について、施設内の心理療法担当職員や外部の専門家による専門的な見地からのコンサルテーションを受けることで、支援の質や職員の資質の向上が期待できます。
- スーパービジョンを担当できる職員を養成し配置することも重要な課題です。

評価の着眼点

- 施設長、基幹的職員などのスーパーバイザーを適切に配置し、いつでも相談でき体制を整えている。
- スーパービジョンの時間の確保又は、カンファレンス等を活用したグループスーパービジョンの定期的な開催等が行われている。
- 職員がひとりで問題を抱え込むことがないように、スーパーバイザーが適切に職員を支援している。
- グループスーパービジョン等で職員相互が助言し合い、助け合うことを通じて、職員一人一人が援助技術を向上させ、施設全体の支援の質を向上させている。
- 施設の心理療法担当職員や外部の専門家による、専門的な見地からのコンサルテーションを受ける機会を設けている。
- スーパービジョン担当職員の養成や資質の向上のための研修参加の機会を設けている。

## 7 施設運営

### 7-（1）運営理念、基本方針の確立と周知

7-（1）-① 法人や施設の運営理念を明文化し、法人と施設の使命や役割が反映されている。  
(共通Ⅰ-1-(1)-①)

#### 【判断基準】

- a) 法人・施設の運営理念を明文化しており、法人と施設の使命・役割を反映している。
- b) 法人・施設の運営理念を明文化しているが、法人と施設の使命・役割の反映が十分ではない。
- c) 法人・施設の運営理念を明文化していない。

### 評価基準の考え方と評価のポイント

- 社会福祉法では、利用者個人の尊重や地域福祉の推進、さらには社会的養護の質の向上に向けた取組等、これからの社会福祉の方向性が規定されています。
- 本評価基準では、実施する社会的養護の内容や特性を踏まえた法人・施設の運営理念が具体的に示されているかどうかを評価します。
- 理念は、法人の社会的存在理由や信条を明らかにしたものであり、職員の行動規範であることから法人経営や様々な事業を進める上での基本となるため、「経営者の頭の中にある」といったことではなく、職員や母親と子ども等への周知を前提として明文化されていることが必要となります。
- 本評価基準は、各評価基準に基づく評価を行っていく際、次項の評価基準の「基本方針」とあわせてその基礎となるものです。個々の評価基準はそれぞれの具体的な取組状況を評価するものとなっていますが、その行われている具体的な取組が法人・施設の運営理念や基本方針を達成するために適切であるのか、といった視点から評価される点に留意が必要となります。
- 一つの法人で介護や保育など多様な福祉サービスを提供している場合は、法人の理念に基づき各施設や事業所の実情に応じて施設や事業所ごとに運営理念を掲げていても構いません。
- 公立施設においては、施設長に与えられた職掌の範囲内を考慮した上で、本評価基準の基本的考え方に沿った具体的な取組を評価します。

### 評価の着眼点

- 法人・施設の運営理念が文書（事業計画等の法人・施設内文書や広報誌、パンフレット等）に記載されている。
- 法人・施設の運営理念から、法人・施設が実施する社会的養護の内容や特性を踏まえた法人・施設の使命や目指す方向、考え方を読み取ることができる。
- 法人・施設の運営理念には運営指針を踏まえ、子どもの権利擁護の推進の視点が盛り込まれ、施設の使命や方向、考え方が反映されている。

7-(1)-② 法人や施設の運営理念に基づき、適切な内容の基本方針が明文化されている。  
(共通I-1-(1)-②)

【判断基準】

- a) 法人・施設の運営理念に基づく基本方針を明文化しており、その内容が適切である。
- b) 法人・施設の運営理念に基づく基本方針を明文化しているが、その内容が十分ではない。
- c) 法人・施設の運営理念に基づく基本方針を明文化していない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 基本方針は、法人・施設の運営理念に基づいて当該施設の母親と子ども等に対する姿勢や地域とのかかわり方、あるいは施設が有する機能等を具体的に示す重要なものであり、年度ごとに作成する事業計画等の基本ともなります。
- 基本方針が明確にされていることによって、職員は自らの業務に対する意識付けや母親と子ども等への接し方、社会的養護への具体的な取組を目的的行うことができるようになります。また、対外的にも、実施する社会的養護に対する基本的な考え方や姿勢を示すものとなり、当該施設に対する安心感や信頼を与えることにもつながります。
- 第三者評価では、法人・施設の理念とあわせて、施設が実施する社会的養護に関する基本方針が明文化されていることを基本的な事項として重要視しています。職員や母親と子ども等への周知を前提としていることも、法人・施設の運営理念と同様です。
- 施設によっては「基本方針」を年度ごとに作成する事業計画の「重点事項」としている場合もあるようですが、本評価基準では、「重点事項」の前提となる、より基本的な考え方や姿勢を明示したのものとして「基本方針」を位置付けています。

評価の着眼点

- 基本方針には運営指針を踏まえ、母親と子どもの権利擁護の推進の視点が盛り込まれている。
- 基本方針には施設の役割や機能などが具体的に記載されている。
- 基本方針が文書（事業計画等の法人・事業所内文書や広報誌、パンフレット等）に記載されている。
- 基本方針は、法人・施設の運営理念との整合性が確保されている。
- 基本方針は、職員の行動規範となるよう具体的な内容となっている。

7-(1)-③ 運営理念や基本方針を職員に配布するとともに、十分な理解を促すための取組を行っている。(共通I-1-(2)-①)

【判断基準】

- a) 法人・施設の運営理念や基本方針を職員に配布するとともに、十分な理解を促すための取組を行っている。
- b) 法人・施設の運営理念や基本方針を職員に配布しているが、理解を促すための取組が十分ではない。
- c) 法人・施設の運営理念や基本方針を職員に配布していない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 運営理念や基本方針は、社会的養護に対する考え方や姿勢を示し、職員の行動規範となるものですから、職員には十分な周知と理解を促すことが重要となります。
- 本評価基準では、運営理念や基本方針を文書にして職員に配布することは基本的な取組と位置付け、より理解を促進するためにどのような取組が行われているかを評価します。
- 評価方法は、訪問調査において組織として職員への周知に向けてどのような取組を行っているかを聴取した上で、職員への聴取・確認を行うことによってその周知の状況をあわせて把握することになります。
- 本評価基準にいう「職員」とは、常勤・非常勤、あるいは職種を問わず、組織に雇用される全ての職員を指しています。

評価の着眼点

- 運営理念や基本方針を会議や研修において説明している。
- 運営理念や基本方針の周知を目的とした実践テーマを設定して会議等で討議の上で実行している。
- 運営理念や基本方針の周知状況を確認し、継続的な取組を行っている。

7-(1)-④ 運営理念や基本方針を母親と子どもに配布するとともに、十分な理解を促すための取組を行っている。(共通I-1-(2)-②)

【判断基準】

- a) 法人・施設の運営理念や基本方針を母親と子どもに配布するとともに、十分な理解を促すための取組を行っている。
- b) 法人・施設の運営理念や基本方針を母親と子どもに配布しているが、理解を促すための取組が十分ではない。
- c) 法人・施設の運営理念や基本方針を母親と子どもに配布していない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 運営理念や基本方針は、社会的養護に対する考え方や姿勢を示すものですから、職員に限らず、母親や子どもにも広く周知することが必要となります。また、母親と子どもに対して運営理念や基本方針を周知することによって、実施する支援に対する安心感や信頼を高めることにもつながるため、十分な取組が求められることとなります。
- 母親と子どもに対する周知では、作成された印刷物等の内容がわかりやすいかどうか、周知の方法に配慮しているかどうかについても評価の対象となります。また、母親と子どもに対しては職員に対する方法とは違った工夫も求められます。
- 評価方法は、前項の評価基準と同様、訪問調査において母親と子どもへの周知に向けてどのような取組を行っているかを聴取することを基本とします。

評価の着眼点

- 運営理念や基本方針をわかりやすく説明した資料を作成する等、より理解しやすいような工夫を行っている。
- 障害のある母親と子どもに対しての周知の方法に工夫や配慮をしている。
- 運営理念や基本方針を母親と子どもに資料をもとに説明している。
- 運営理念や基本方針の周知状況を確認し、継続的な取組を行っている。



## 7- (2) 中・長期的なビジョンと計画の策定

7- (2) -① 施設の運営理念や基本方針の実現に向けた施設の中・長期計画が策定されている。(共通I-2-(1)-①)

### 【判断基準】

- a) 経営や、施設の支援に関する中・長期計画を策定している。
- b) 経営や、施設の支援に関する中・長期計画を策定しているが、課題や問題点を解決するための内容が十分でない。
- c) 経営や、施設の支援に関する中・長期計画を策定していない。

### 評価基準の考え方と評価のポイント

- 「中・長期計画」とは、組織の理念や基本方針の実現に向けた具体的な取組を示すものです。(本評価基準における「中・長期」とは3～10年を指すものとします。)
- 本評価基準では、社会的養護の更なる充実、課題の解決等のほか、地域ニーズに基づいた新たな社会的養護の支援の実施といったことも含めた将来像や目標(ビジョン)を明確にし、その将来像や目標(ビジョン)を実現するために、組織体制や設備の整備、職員体制、人材育成等に関する具体的な計画を評価します。なお、書類の体裁等を評価するものではありません。
- 本評価基準では、以下の順序で組織の現状が整理され、中・長期計画が策定されることを期待しています。
  - i) 運営理念や基本方針の実現に向けた将来像や目標(ビジョン)を明確にする。
  - ii) 明確にした将来像や目標(ビジョン)に対して、実施する社会的養護の内容、組織体制や設備の整備、職員体制、人材育成等の現状分析を行い、課題や問題点を明らかにする。
  - iii) 明らかになった課題や問題点を解決し、将来像や目標(ビジョン)を達成するための具体的な中・長期計画を策定する。
  - iv) 計画の実行と評価・見直しを行う。
- 本評価基準で対象としている課題や問題点とは、組織として取り組むべき体制や設備といった全体的な課題です。個々の利用者に関する課題は対象ではありません。

### 評価の着眼点

- 運営理念や基本方針あるいは質の高い支援の実現に向けた将来像や目標(ビジョン)を明確にしている。
- 実施する社会的養護の支援の内容や、組織体制や設備の整備、職員体制、人材育成等の現状分析を行い、課題や問題点を明らかにしている。
- 中・長期計画は、課題や問題点の解決に向けた具体的な内容になっている。
- 中・長期計画に基づく取組を行っている。
- 中・長期計画は必要に応じて見直しを行っている。
- 母親や子どもの支援を充実させ、地域の特性に応じた施設の役割・機能を明確にしている。
- 専門的支援や地域支援の拠点機能を強化し、地域のひとり親家庭支援を行う体制を充実させる内容になっている。

7-(2)-② 各年度の事業計画は、中・長期計画の内容を反映して策定されている。  
(共通I-2-(1)-②)

【判断基準】

- a) 各年度の事業計画は、中・長期計画の内容を反映して策定されている。
- b) 各年度の事業計画は、中・長期計画の内容を反映して策定されているが、事業内容が十分でない。
- c) 各年度の事業計画は、中・長期計画の内容を反映していない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 本評価基準における評価のポイントは、①中・長期計画の内容が、各年度の事業計画に反映されていること、②単年度における事業内容が具体的に示され、さらに実行可能な計画であること、の二点です。
- 単年度の事業計画は、年度の終了時に実施状況についての評価を行う必要があります。上記の評価ポイントの二点目は、実施状況の評価が可能となるような計画であることを求めています。数値化等できる限り定量的な分析が可能であることが求められます。
- 評価方法は、事業計画の内容を書面で確認するとともに、取組状況について施設長から聴取して確認します。

評価の着眼点

- 事業計画には、専門的支援、人材育成、地域支援等、中・長期計画の内容を反映した各年度における事業内容が具体的に示されている。
- 事業計画は、実行可能かどうか、具体的な活動や数値目標等を設定することによって実施状況の評価を行えるかどうかについて配慮がなされている。
- 事業計画は、単なる「行事計画」になっていない。
- 事業計画は、前年度の実施状況の把握や評価を踏まえて策定している。

7- (2) -③ 事業計画を、職員等の参画のもとで策定されるとともに、実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われている。(共通I-2-(2)-①)

【判断基準】

- a) 各計画が、職員等の参画のもとで策定されるとともに、実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われている。
- b) 各計画が、職員等の参画のもとで策定されているが、実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われていない。
- c) 各計画が、職員等の参画のもとで策定されていない。

評価基準の考え方と評価のポイント

○本評価基準における評価のポイントは、中・長期計画や事業計画の策定に当たり、関係職員の参画や意見の集約・反映の仕組みが組織として定められており、機能しているかという点です。また、内容によっては母親と子ども等の意見を集約して各計画に反映していくことも求められます。あわせて、各計画の実施状況について、評価・見直しの時期、関係職員や母親と子ども等の意見を取り込むような手順が組織として定められ、実施されているかという点も重要です。

○中・長期計画の評価は、社会の動向、組織の状況、母親と子ども等や地域のニーズ等の変化に対応するために行います。単年度事業計画の評価は、次年度へのステップとなるだけでなく、中・長期計画の妥当性や有効性についての見直しの基本となります。

○評価方法は、計画策定過程の記録、計画の評価・見直しの記録、事業計画の評価結果が、次年度の事業計画に反映されているかについての継続した事業計画の比較等で確認します。

○なお、各計画の策定、評価、見直しにおいて、例えば、中・長期計画に関しては幹部職員等が参画し、単年度の事業計画に関しては幹部職員以外に中堅職員等が加わるなど、計画の性質や内容に応じて、参画する職員が違って構いません。

評価の着眼点

年度終了時はもとより、年度途中にあっても、あらかじめ定められた時期、手順に基づいて事業計画の実施状況の把握、評価を行っている。

評価の結果に基づいて各計画の見直しを行っている。

一連の過程が一部の職員だけで行われていない。

7-(2)-④ 事業計画を職員に配布するとともに、十分な理解を促すための取組を行っている。(共通I-2-(2)-②)

【判断基準】

- a) 各計画を職員に配布して周知を図るとともに、十分な理解を促すための取組を行っている。
- b) 各計画を職員に配布して周知を図っているが、理解を促すための取組が十分ではない。
- c) 各計画を職員に配布していない。

評価基準の考え方と評価のポイント

○各計画を職員がよく理解することは、計画達成のために欠かすことができない要件です。本評価基準では、職員に対する周知では各計画を文書にして配布することは基本的な取組と位置付け、より理解を促進するためにどのような取組が行われているかを評価します。

○評価方法は、訪問調査において職員への周知に向けてどのような取組を行っているかを聴取した上で、職員への聴取・確認を行うことによってその周知の状況をあわせて把握することになります。

評価の着眼点

- 各計画を会議や研修において説明している。
- 各計画をメールで配信したり、見やすい場所に掲示するなどの工夫を行っている。
- 各計画をわかりやすく説明した資料を作成する等によって、より理解しやすいような工夫を行っている。
- 各計画の進捗状況を確認し、継続的な取組を行っている。

7-(2)-⑤ 事業計画を母親と子ども等に配布するとともに、十分な理解を促すための取組を行っている。(共通I-2-(2)-③)

【判断基準】

- a) 事業計画を母親と子ども等に配布して周知を図るとともに、十分な理解を促すための取組を行っている。
- b) 事業計画を母親と子ども等に配布して周知を図っているが、理解を促すための取組が十分ではない。
- c) 事業計画を母親と子ども等に配布していない。

評価基準の考え方と評価のポイント

○母親と子ども等に対する周知では、作成された印刷物等がわかりやすいかどうか、その内容や方法への配慮についても本評価基準の評価の対象となります。必ずしも計画そのものを配布する必要はなく、簡潔にまとめたものでも構いません。意図が理解されることが大切です。

○障害のある母親と子どもに対しては、ていねいに説明することも求められます。

○評価方法は、訪問調査において母親と子ども等への周知に向けてどのような取組を行っているかを聴取した上で、母親と子ども等に聴取・確認を行うことによってその周知の状況をあわせて把握することになります。

評価の着眼点

母親と子ども等に各計画をわかりやすく説明した資料を作成する等によって、より理解しやすいような工夫を行っている。

各計画を母親と子どもに資料をもとに説明している。

## 7- (3) 施設長の責任とリーダーシップ

- 7- (3) -① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して明らかにし、専門性に裏打ちされた信念と組織内での信頼のもとにリーダーシップを発揮している。  
(共通 I-3-(1)-①)

### 【判断基準】

- a) 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して明らかにし、組織内での信頼のもとにリーダーシップを発揮している。
- b) 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して明らかにし、組織内での信頼のもとにリーダーシップを発揮しているが、十分ではない。
- c) 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して明らかにしていない。

## 評価基準の考え方と評価のポイント

○施設長は、組織全体をリードする立場として、職員に対して自らの役割と責任を明らかにすることは、職員からの信頼を得るために欠かすことができないものです。質の高い養育や支援の実施や、効率的な運営は、施設長だけの力で実現できるものではなく、組織内での信頼のもとにリーダーシップを発揮することが施設長の要件と言えます。

○本評価基準での「施設長」とは、施設を実質的に管理・運営する責任者を指します。

○具体的な取組については、施設長が社会的養護の使命を自覚し、文書化するとともに会議や研修において表明する等、組織内に十分に伝わるとともに、理解を得ることができる方法で行われていることが評価のポイントとなります。

## 評価の着眼点

□施設長は、自らの役割と責任について、文書化するとともに、会議や研修において表明している。

□施設長は、自らの役割と責任について、広報誌等に掲載して表明している。

□平常時のみならず、有事（災害・事故等）における施設長の役割と責任が明確になっている。

□施設長は、職員の模範となるよう自己研鑽に励み、専門性の向上に努めている。

7- (3) -② 施設長自ら、遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行い、組織全体をリードしている。(共通I-3-(1)-②)

【判断基準】

- a) 施設長自ら、遵守すべき法令等を正しく理解するために積極的な取組を行っている。
- b) 施設長自ら、遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っているが、十分ではない。
- c) 施設長自ら、遵守すべき法令等を正しく理解するための取組は行っていない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 施設が社会的役割を果たしていくためには、基本的な関連法令や施設としての倫理を踏まえて事業を進める必要があります。施設長自らがそれらの法令等（憲法、法律、政令、府・省令、告示、通達、局長通知、課長通知）や倫理を正しく理解し、組織全体をリードしていく責務を負っています。
- 組織として遵守しなければならない基本的な関連法令について、リスト化する等の方法で正しく認識されているかどうか、また最新の内容が把握されているかどうか等が評価のポイントとなります。
- 遵守の対象となる法令としては、福祉分野に限らず、雇用・労働や防災、環境への配慮に関するものについても含まれることが望めます。
- 本評価基準では、施設長の、遵守すべき法令等に関する正しい理解に向けた取組と実際に遵守するための具体的な取組の双方を求めています。

評価の着眼点

- 施設長は、法令遵守の観点での施設経営に関する研修や勉強会等に参加している。
- 施設長は、環境への配慮等も含む幅広い分野について遵守すべき法令等を把握し、リスト化する等の取組を行っている。
- 施設長は、職員に対して遵守すべき法令等を周知し、また遵守するための具体的な取組を行っている。

7- (3) -③ 施設長は、支援の質の向上に意欲を持ち、組織としての取組に十分な指導力を発揮している。(共通I-3-(2)-①)

【判断基準】

- a) 施設長は、支援の質の向上に意欲を持ち、組織としての取組に十分な指導力を発揮している。
- b) 施設長は、支援の質の向上に意欲を持ち、組織としての取組に指導力を発揮しているが、十分ではない。
- c) 施設長は、支援の質の向上に関する組織の取組について指導力を発揮していない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 社会福祉法第78条には、施設は「良質かつ適切な福祉サービスを提供するよう努めなければならない」とされています。施設ではその質を向上させることが重要な課題になっています。
- 施設長は、理念や基本方針に照らし合わせた支援の質に関する課題を把握し、その課題と改善に向けた取組を組織全体に明らかにして指導力を発揮することが重要です。
- 本評価基準では、施設長がこの課題を正しく理解した上で、組織に対してどのように指導力を発揮しているかを具体的な取組によって評価します。

評価の着眼点

- 施設長は、実施する支援の質の現状について定期的、継続的に評価・分析を行っている。
- 施設長は、支援の質の向上について、職員の意見を取り入れるための具体的な取組を行っている。
- 施設長は、支援の質に関する課題を把握し、改善のための具体的な取組を明示して指導力を発揮している。
- 施設長は、支援の質の向上について組織内に具体的な体制を構築し、自らもその活動に積極的に参画している。



7-(3)-④ 施設長は、経営や業務の効率化と改善に向けた取組に十分な指導力を発揮している。(共通I-3-(2)-②)

【判断基準】

- a) 施設長は、経営や業務の効率化と改善に向けた取組に十分な指導力を発揮している。
- b) 施設長は、経営や業務の効率化と改善に向けた取組に指導力を発揮しているが、十分ではない。
- c) 施設長は、経営や業務の効率化と改善に向けた取組について指導力を発揮していない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 施設長は、施設運営の基本である経営や業務の効率化と改善という基本的な課題を常に視野に入れて組織を運営していくことが求められます。
- なお、この項目は、前項目の質の向上と相反するものであってはなりません。
- 経営状況やコストバランスの分析に基づいて、経営や業務の効率化を行うとともに、その効果をさらなる改善に向けていくといった継続的な取組が安定的かつ良質な支援の実施には不可欠となります。
- 施設長には、理念や基本方針の実現に向けて、人事、労務、財務等、それぞれの視点から常に検証を行い、経営や業務の効率化と改善に向けた具体的な取組が必要となります。
- 本評価基準では、施設長がこれらの取組を自ら実施するとともに、組織内に同様の意識を形成し、職員全体で合目的・効率的な事業運営を目指すための指導力を発揮することを期待しています。
- 取組は具体的でなければなりません。訪問調査で聴取し可能なものについては書面での確認を行います。

評価の着眼点

- 施設長は、経営や業務の効率化と改善に向けて、人事、労務、財務等の面から分析を行っている。
- 施設長は、組織の理念や基本方針の実現に向けて、人員配置、職員の働きやすい環境整備等、具体的に取り組んでいる。
- 施設長は、上記について、組織内に同様の意識を形成するための取組を行っている。
- 施設長は、経営や業務の効率化や改善のために組織内に具体的な体制を構築し、自らもその活動に積極的に参画している。

## 7- (4) 経営状況の把握

### 7- (4) -① 施設運営をとりまく環境を的確に把握するための取組を行っている。 (共通Ⅱ-1-(1)-①)

#### 【判断基準】

- a) 施設運営をとりまく環境を的確に把握するための取組を行っている。
- b) 施設運営をとりまく環境を的確に把握するための取組を行っているが、十分ではない。
- c) 施設運営をとりまく環境を把握するための取組を行っていない。

#### 評価基準の考え方と評価のポイント

- 本評価基準では、施設運営の基本として、組織として外的な動向を的確に把握するための取組を行っているかどうかを評価します。
- 社会的養護の動向、施設が位置する地域での福祉に対する需要の動向、母親と子どもの数や母親と子どもの状況の変化、支援のニーズ、潜在的な保護を要する子どもに関するデータ等は、施設運営を長期的視野に立って進めていくためには欠かすことのできない情報です。
- さらに本評価基準は、把握された情報やデータが、中・長期計画や各年度の事業計画に反映されていることを求めています。情報把握の目的は、環境変化に適切に対応した施設運営の維持にあり、各計画に情報やデータが反映されなければ、その目的は達成されないからです。
- 評価方法は、訪問調査において外的な動向を把握するための方策・取組と実際に把握している状況について、具体的な資料等を確認します。

#### 評価の着眼点

- 社会的養護の動向について、具体的に把握するための方法を持っている。
- 母親と子どもの数や母親と子どもの状況等について、施設が位置する地域での特徴・変化等を把握している。
- 支援のニーズ、潜在的な保護を要する子どもに関するデータ等を収集している。
- 把握された情報やデータが、中・長期計画や各年度の事業計画に反映されている。

7-(4)-② 運営状況を分析して課題を発見するとともに、改善に向けた取組を行っている。  
(共通Ⅱ-1-(1)-②)

【判断基準】

- a) 運営状況を分析して課題を発見するとともに、改善に向けた取組を行っている。
- b) 運営状況を分析して課題を発見する取組を行っているが、改善に向けた取組を行っていない。
- c) 運営状況を分析して課題を発見する取組を行っていない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 本評価基準では、運営状況を具体的に把握・分析する取組が行われているかどうかを評価します。
- 評価のポイントは、運営状況の把握・分析のための方法が組織として確立された上でその取組が行われているかどうかという点です。法人や施設長が個人的に行っているだけでは、組織としての取組として位置付けることはできません。
- 運営上の課題を解決していくためには、職員の意見を聞いたり、職員同士の検討の場を設定したりする等、組織的な取組が必要であるという観点で評価を行います。
- 評価方法は、担当者や担当部署等の有無、把握・分析を実施する時期や頻度、職員への周知の方法、改善へ向けての仕組み等、具体的な内容について聴取を行います。

評価の着眼点

- 定期的に支援のコスト分析や母親と子どもの数の推移、入所率等の分析を行っている。
- 改善に向けた取組が、中・長期計画や各年度の事業計画に反映されている。
- 運営状況や改善すべき課題について、職員に周知し、職員の意見を聞いたり、職員同士の検討の場を設定する等、施設全体で取組を行っている。

7-(4)-③ 外部監査(外部の専門家による監査)を実施し、その結果に基づいた運営改善が実施されている。(共通Ⅱ-1-(1)-③)

【判断基準】

- a) 外部監査を実施しており、その結果に基づいた運営改善を実施している。
- b) 外部監査を実施しているが、その結果に基づいた運営改善が十分ではない。
- c) 外部監査を実施していない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 社会福祉法人審査基準では、外部監査の頻度について「資産額が100億円以上若しくは負債額が50億円以上又は収支決算額が10億円以上の法人については、その事業規模に鑑み、2年に1度程度の外部監査の活用を行うことが望ましいものであること。これらに該当しない法人についても、5年に1回程度の外部監査を行うなど法人運営の透明性の確保のために取組を行うことが望ましい」としています。
- ここでいう外部監査とは法人等の財務管理、事業の経営管理、組織運営・事業等に関する外部の専門家の指導・助言を指します。なお、財務管理、経営管理等は「公認会計士等、税理士その他の会計に関する専門家」(以下「外部監査の考え方」3. 外部監査の実施者を参照)によることが求められます。
- 社会福祉法人審査基準では、「法人運営の透明性の確保」を求めているので、ここで求める外部監査には、下記「外部監査の考え方」の2. 外部監査の範囲のうちいずれかのみでも差し支えありません。
- 外部の専門家による指摘事項、アドバイス等は、経営上の改善課題の発見とその解決のための客観的な情報と位置付けることができます。
- 本評価基準では、外部の専門家による外部監査を実施しているかどうか、またその結果を経営改善に活用しているかどうかを評価します。
- 評価方法は、訪問調査において、書面での確認と聴取により行います。なお、行政による監査は対象ではありません。
- 「外部監査の考え方」
  1. 外部監査の趣旨  
広く法人の外部の専門家によるチェックを通じて法人運営の透明性の確保に資することを目的とするものであること。
  2. 外部監査の範囲
    - ①公認会計士法に基づき公認会計士又は監査法人(以下「公認会計士等」という。)が行う財務諸表の監査
    - ②公認会計士等、税理士その他会計に関する専門家が行う会計管理体制の整備状況の点検等
    - ③財務状況以外の事項(法人の組織運営・事業等)の監査
  3. 外部監査の実施者  
外部監査は、法人の財務管理、事業の経営管理その他法人運営に関し優れた識見を有する者が行うこと。具体的には、公認会計士等、税理士その他の会計に関する専門家や社会福祉事業について学識経験を有する者等がこれに該当すること。  
なお、当該法人の役職員等や、当該法人及びその役員等と親族等の特殊な関係がある者が外部監査を行うことは適当でないこと。

評価の着眼点

- 事業規模に応じ、定期的に(2年あるいは5年に1回程度)、外部監査を受けるよう努めている。
- 外部監査の結果や公認会計士等による指導や指摘事項に基づいて、運営改善を実施している。

## 7- (5) 人事管理の体制整備

7- (5) -① 施設が目標とする支援の質を確保するため、必要な人材や人員体制に関する具体的なプランが確立しており、それに基づいた人事管理が実施されている。  
(共通Ⅱ-2-(1)-①)

### 【判断基準】

- a) 目標とする支援の質を確保するための、必要な人材や人員体制に関する具体的なプランが確立しており、それに基づいた人事管理が実施されている。
- b) 目標とする支援の質を確保するための、必要な人材や人員体制に関する具体的なプランが確立しているが、それに基づいた人事管理が十分ではない。
- c) 目標とする支援の質を確保するための、必要な人材や人員体制に関する具体的なプランが確立していない。

### 評価基準の考え方と評価のポイント

- 本評価基準では、基本方針や各計画を実現するために必要な人材や人員体制について、組織として具体的なプランを持っているかどうかを評価します。
- プランは、単に「質の高い人材の確保」という抽象的な表現にとどまるものではなく、組織の基本方針や各計画に沿って、組織を適切に機能させるために必要な人数や、体制、社会福祉士等の有資格職員や心理職等の専門職の配置といったことも含めて立案される必要があります。
- 本評価基準では、具体的な考え方・プランの有無とともに、プランどおりの人員体制が取られていない場合でも、その目標の実現に向かって計画的に人事管理が行われているかどうかを、具体的な経過等から評価します。
- 人事管理については、法人で一括して所管している場合もありますが、その場合にも本評価基準に照らし合わせて、当該施設に関する具体的な考え方を評価します。

### 評価の着眼点

- 必要な人材や人員体制に関する基本的な考え方や、人事管理に関する方針が確立している。
- 社会福祉士等の有資格職員や心理職等の専門職の配置等、必要な人材や人員体制について具体的なプランがある。
- プランに基づいた人事管理が実施されている。
- 各種加算職員の配置に積極的に取組、人員体制の充実に努めている。
- 職員が、各職種の専門性や役割を理解し合い、互いに連携して組織として支援に取り組む体制が確立している。
- 基幹的職員、心理療法担当職員等の機能を活かしている。

7-(5)-② 客観的な基準に基づき、定期的な人事考課が行われている。  
(共通Ⅱ-2-(1)-②)

【判断基準】

- a) 客観的な基準に基づき、定期的な人事考課を実施している。
- b) 定期的な人事考課を実施しているが、客観的な基準に基づいて行われていない。
- c) 定期的な人事考課を実施していない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 人事考課の持つ意味は、組織の事情によって多少の違いはあるものの、基本的には、職員の職務遂行に当たっての能力と行動及びその成果を評価者が、組織として定めた一定の基準と方法に従って評価してその結果を記録し活用することと言えます。
- 人事考課の目的と役割は、人材の能力開発、育成に活用されること、公正な職員処遇を実現すること、個々の意欲を喚起し、組織活性化に役立つことです。決して、賃金や処遇に格差をつけることを目的にしたものではありません。確かに人の評価にかかわる問題だけに慎重な対応が必要ですが、本来の目的を正しく認識し、適性に運用していくことは、健全な組織では当然のことと言えます。
- 人事考課は、「成績考課」（仕事量、仕事の完成度、業務の達成度など）、「情意考課」（規律性、協調性、積極性、責任制など）、「能力考課」（知識・技能、実行力、判断力など）の3点から行われるのが一般的です。
- 人事考課と人材育成を関連付けるとき、組織固有の評価すべき能力の具体的設定が重要であり、考課に当たっては、絶対評価の基準の明確化が求められます。そして何より、人を評価する評価者としての正しい評価眼を養うことが大切になります。人事考課の実施が、職員一人一人の資質や能力を活かした将来像を見据えながら、自己評価と関連づけて行われることが望まれます。
- 評価方法は、考課基準を職員に明示している書面によって確認するとともに、訪問調査によって客観性・公平性・透明性を確保するためにどのような取組を行っているかを具体的に聴取して確認します。
- なお、施設の規模や職員体制を十分に勘案してその実施状況を評価することが必要になります。したがって、上記判断基準におけるb)の客観的な基準とは、施設長等が職員の期待している仕事の内容を面接時に明確に示していることを指します。

評価の着眼点

- 人事考課の目的や効果を正しく理解している。
- 考課基準を職員に明確に示すことや、結果の職員へのフィードバック等の具体的な方策によって客観性や透明性の確保が図られている。

7-(5)-③ 職員の就業状況や意向を定期的に把握し、必要があれば改善に取り組む仕組みが構築されている。(共通Ⅱ-2-(2)-①)

【判断基準】

- a) 職員の就業状況や意向を定期的に把握し、必要があれば改善に取り組む仕組みが構築されている。
- b) 職員の就業状況や意向を定期的に把握する仕組みはあるが、改善に取り組む仕組みの構築が十分ではない。
- c) 職員の就業状況や意向を把握する仕組みがない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 支援の内容を充実させるためには、組織として、職員が常に仕事に対して意欲的にのぞめるような環境を整えることが求められます。職員の就業状況や意向・意見を把握、その結果を分析・検討し、改善に向けた取組を人材や人員体制に関する具体的なプランに反映した上で進めていくといった仕組みが必要となります。
- 職員の状態を把握する取組としては、有給休暇の消化率や時間外労働の定期的なチェック、疾病状況のチェックなど客観情報の把握のほか、次世代育成支援対策推進法に基づく事業主行動計画の策定や、改正育児休業法への適切な対応、定期的な個別面接や聴取等が制度として確立していることが望まれます。
- また、把握された意向・意見について分析・検討する仕組みの有無、サポートする必要があると認められる職員に対する対応等、把握した職員に対して組織的にどのように取り組んでいるのかという点も評価の対象となります。
- 評価方法は、訪問調査において職員の就業状況や意向・意見等の記録、把握した結果についての対応の記録等の確認と聴取によって行います。

評価の着眼点

- 職員の有給休暇の消化率や時間外労働のデータ、疾病状況を定期的にチェックしている。
- 把握した職員の意向・意見や就業状況チェックの結果を、分析・検討する担当者や担当部署等を設置している。
- 分析した結果について、改善策を検討する仕組みがある。
- 改善策については、人材や人員体制に関する具体的なプランに反映し実行している。
- 定期的に職員との個別面接の機会を設ける等、職員が相談をしやすいような組織内の工夫をしている。
- 希望があれば職員が相談できるように、カウンセラーや専門家と連携している。
- 困難なケースの抱え込みの防止や休息の確保などに取り組んでいる。

7-(5)-④ 職員処遇の充実を図るため、福利厚生や健康を維持するための取組を積極的に行っている。(共通Ⅱ-2-(2)-②)

【判断基準】

- a) 職員の福利厚生や健康を維持するための取組を実施している。
- b) 職員の福利厚生や健康を維持するための取組を実施しているが、十分ではない。
- c) 職員の福利厚生や健康を維持するための取組を実施していない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 本評価基準では、職員処遇の充実を図るという広い観点からの取組を評価の対象とします。
- 具体的には、「社会福祉事業に従事する者の確保を図るための措置に関する基本的な指針」(平成19年厚生労働省告示第289号)第3に規定される人材確保の方策のうち、1.労働環境の整備の推進等にある「⑤健康管理対策等」及び「⑦福利厚生」に示されているものに対する取組等が挙げられます。
- 職員の健康維持の取組としては、例えば、より充実した健康診断を実施する、全職員に予防接種を励行する、健康上の相談窓口を設置する、悩み相談の窓口を設置するなどが挙げられます。
- 相談窓口の設置については、単に「困ったことがあれば施設長に相談する」といった運営ではなく、相談しやすい工夫を行っているか、相談を受け付けた後に解決を図る体制が整備されているかなど、組織的に取り組んでいるかどうかを評価します。相談窓口は組織内部のみならず、外部にも設置することが望ましいといえますが、組織内部に設置していれば評価の対象とします。
- 福利厚生の取組としては、職員の余暇活動や日常生活に対する支援を行うなど、福利厚生事業の推進を図っているかどうか確認します。
- 評価方法は、訪問調査において具体的な取組を聴取し、書面でも確認します。

評価の着眼点

- 職員の希望の聴取等をもとに、福利厚生センターへの加入等、総合的な福利厚生事業を実施している。
- 職員の悩み相談窓口を組織内に設置し、又は、関係機関と連携して、解決に向けた体制が整備されている。
- 職員の心身の健康に留意し、定期的に健康診断を行っている。
- 臨床心理士や精神科医などに職員が相談できる窓口を施設内外に確保するなど、職員のメンタルヘルズに留意している。



## 7- (6) 実習生の受入れ

- 7- (6) -① 実習生の受入れと育成について、基本的な姿勢を明確にした体制を整備し、効果的なプログラムを用意する等積極的な取組をしている。  
(共通Ⅱ-2-(4)-①)

### 【判断基準】

- a) 実習生の受入れと育成について、基本的な姿勢を明確にした体制を整備し、効果的なプログラムを用意する等積極的な取組を実施している。
- b) 実習生の受入れと育成について、体制を整備しているが、効果的なプログラムが用意されていない等積極的な取組には至っていない。
- c) 実習生の受入れと育成について、体制を整備しておらず、実習生を受入れていない。

### 評価基準の考え方と評価のポイント

- 福祉の人材を育成することは、施設の社会的責務の一つです。地域の特性や施設種別、規模等、状況によって異なりますが、組織としての姿勢が明確にされているとともに、その体制が整備されている必要があります。
- 要員の補充や学生の青田買いを目的とした取組では意味がありません。
- 本評価基準では、まず組織として実習生受入れの意義や方針が明確にされ全職員に理解されているかが評価の対象となり、受入れ体制を整備し、様々な工夫のもとで効果的な実習が行われているかどうかを評価します。
- 受入れ体制の整備については、担当者の設置と、受入れに関するマニュアルの作成が求められます。マニュアルには、受入れについての連絡窓口、母親と子どもへの事前説明、職員への受入れの意義・方針・日程等の事前説明、実習生に対するオリエンテーションの実施方法等の項目が記載されている必要があります。
- 実習生は、受入れの時期や期間、受入れ人数などが一定ではありません。したがって、より丁寧な利用者への配慮が求められます。本評価基準では、母親と子どもにとっても有益な体験となるよう、母親と子どもの意向を尊重した実習生の受入れについて、組織として具体的にどのような取組を行っているかについても評価します。事前説明の方法や、母親と子どもへの配慮の具体的な取組等について聴取します。
- 本評価基準では、社会福祉に関する資格取得のために受け入れる実習生が対象となります。

### 評価の着眼点

- 実習生受入れに関する意義・方針を明文化している。
- 実習生受入れに関する意義・方針を会議等で職員に説明し、全職員が理解している。
- 実習生の受入れについて、受入れについての連絡窓口、事前説明、オリエンテーションの実施方法等の項目が記載されたマニュアルが整備されている。
- 受入れに当たっては、学校等との覚書を取り交わす等によって、実習における責任体制を明確にしている。
- 実習指導者に対する研修を実施している。
- 実習内容全般を計画的に学べるようなプログラムを用意している。
- 学校等と、実習内容について連携してプログラムを整備するとともに、実習期間中においても継続的な連携を維持していくための工夫を行っている。
- 学校等と連携しながら、実習内容全般を計画的に学べるプログラムを策定している。
- 社会福祉士等の種別に配慮したプログラムを用意している。

## 7- (7) 標準的な実施方法の確立

7- (7) -① 支援について標準的な実施方法を文書化し、職員が共通の認識を持って支援を行っている。(共通Ⅲ-2-(2)-①)

### 【判断基準】

- a) 支援について、標準的な実施方法が文書化され、それに基づいた支援が実施されている。
- b) 支援について、標準的な実施方法が文書化されているが、それに基づいた支援の実施が十分ではない。
- c) 支援について、標準的な実施方法が文書化されていない。

## 評価基準の考え方と評価のポイント

- 支援においては、個々の母親と子どもの状況に応じた支援を行う必要があります。しかし、安全性を含めて一定の水準以上の支援の提供を担保するためには、施設として実施しなければならない事項をもとめ、標準的な実施方法を定めることが必要です。(例えば、「入所初期の支援」「日常生活の支援」「就労支援」などの支援の内容ごとに定めることを想定しています。)
- 標準的な実施方法を定め、一定の支援の水準を保った上で、それぞれの母親と子どもの状態に応じて個別化を行うことが必要であり、これは事故防止の観点からも有効です。
- 本評価基準では、このような観点から、標準的な実施方法が文書化されているかどうかについて評価します。これは、全ての母親と子どもに対する画一的な支援の実施を目的としたマニュアル化を求めるものではありません。
- 標準的な実施方法には、基本的な技術に関するものだけでなく、支援を実施する時の留意点や母親と子どものプライバシーへの配慮、設備等事業所の状況に応じた業務手順等も含まれ、実施する支援全般にわたって文書化されていることが求められます。
- また、標準的な実施方法に基づいて実施されていることを組織として確認するための仕組みを整備し、標準的な実施方法に合わない支援が行われた場合の対応方法についてもあわせて評価を行います。
- 標準的な実施方法を記した文書は、いつでも閲覧でき、職員が日常的に活用している状態が求められます。
- 評価方法は、訪問調査において書面を確認するとともに、マニュアル等の活用状況について、自立支援計画との突合せや、実施状況を確認する仕組みの有無、関係職員への聴取等によって確認します。

## 評価の着眼点

- 標準的な実施方法を職員に周知し、共通の認識を持って一定の水準の支援を行っている。
- 標準的な実施方法について、研修や個別の指導等によって職員に周知徹底するための方策を講じている。
- 標準的な実施方法には、母親と子どもの尊重やプライバシー保護の姿勢が明示されている。
- 標準的な実施方法に基づいて実施されているかどうかを確認する仕組みがある。
- マニュアルは、母親と子どもの状態に応じて職員が個別に柔軟に対応できるものとしている。

7- (7) -② 標準的な実施方法について、定期的に検証し、必要な見直しを組織的に実施できるよう仕組みを定め、検証・見直しを行っている。  
(共通Ⅲ-2-(2)-②)

**【判断基準】**

- a) 標準的な実施方法について定期的に検証し、必要な見直しを組織的に実施できるよう仕組みを定め、仕組みに従って検証・見直しを行っている。
- b) 標準的な実施方法について定期的に検証し、必要な見直しを組織的に実施できるよう仕組みを定めているが、検証・見直しが十分でない。
- c) 標準的な実施方法について、検証・見直しの仕組みを定めず、定期的な検証をしていない。

**評価基準の考え方と評価のポイント**

- 標準的な実施方法について、定期的に現状を検証し、必要な見直しを組織的に行うための仕組みが定められているか、仕組みに従って見直しを実施されているかどうかを確認します。
- 標準的な実施方法を定期的に見直すことは、支援の質に関する職員の共通意識を育てるとともに、PDCA のサイクルによって、質に関する検討が施設として継続的に行われているという意味をあわせ持っています。
- 標準的な実施方法の見直しは、職員や母親と子ども等からの意見や提案、母親と子どもの状況に基づいて支援の質の向上という観点から行われなければなりません。
- 評価方法は、訪問調査において、定期的な検証や見直しについて、マニュアルの改訂記録や検討会議の記録等、書面をもって確認します。

**評価の着眼点**

- 支援の標準的な実施方法の見直しに関する時期やその方法が施設で定められている。
- 見直しの時期は、少なくとも1年に1回は検証し、必要な見直しを行う。
- 標準的な実施方法の見直しに当たり、職員や母親と子ども等からの意見や提案が反映されるような仕組みになっている。

## 7- (8) 評価と改善の取組

7- (8) -① 施設運営や支援の内容について、自己評価、第三者評価等、定期的に評価を行う体制を整備し、機能させている。(共通Ⅲ-2-(1)-①)

### 【判断基準】

- a) 施設運営や支援の内容について、自己評価、第三者評価等、定期的に評価を行う体制が整備され機能している。
- b) 施設運営や支援の内容について、自己評価、第三者評価等、定期的に評価を行う体制が整備されているが、十分に機能していない。
- c) 施設運営や支援の内容について、自己評価、第三者評価等、定期的に評価を行う体制が整備されていない。

### 評価基準の考え方と評価のポイント

- 施設運営や支援の質の向上は、P (Plan・計画策定) →D (Do・実行) →C (Check・評価) →A (Act・見直し) のサイクルを継続して実施することによって、恒常的な取組として機能していきます。
- これを具体的に示すと、改善計画策定→計画実施→実施状況の評価→改善計画の見直し→必要があれば計画変更、となります。
- 7- (8) の①~②では、この考え方に沿って質の向上に向けた組織的な取組を評価します。なお、ここでの「支援の内容」とは、個別の利用者に対するものではなく、組織的な対応を求められる全体としての改善課題の発見と対応を指しています。
- 本評価基準は、現在の支援の内容を正しく評価するための組織としての体制整備に焦点をあてています。「定期的に評価を行う体制が整備され機能している」とは、自己評価、第三者評価などの計画的な実施、評価を行った後の結果分析、分析内容についての検討までの仕組みが、組織として定められ実行されていることを指します。

### 評価の着眼点

- 評価に関する担当者・担当部署が設置されている。
- 職員の参画による評価結果を分析・検討する場が、施設として定められ実行されている。
- 3年に1回以上第三者評価を受けるとともに、定められた評価基準に基づいて、毎年自己評価を実施している。

7-(8)-② 評価の結果を分析し、施設として取り組むべき課題を明確にし、改善策や改善実施計画を立て実施している。(共通Ⅲ-2-(1)-②)

【判断基準】

- a) 評価結果を分析し、明確になった組織として取り組むべき課題について、改善策や改善実施計画を立て実施している。
- b) 評価結果を分析し、組織として取り組むべき課題を明確にしているが、改善策や改善実施計画を立て実施するまでは至っていない。
- c) 評価結果を分析し、組織として取り組むべき課題を明確にしていない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 実施した自己評価、第三者評価などの結果を組織がどのように活用しているかを、改善課題の明確化という観点から評価するとともに、評価結果から明確になった課題に対して、改善策や改善実施計画を検討し決定しているか、また、決定された改善策・改善実施計画を実行しているかどうかを評価します。
- 改善課題の明確化についての評価方法は、訪問調査時に、評価結果の分析結果やそれに基づく課題等を、検討過程の記録等も含めて確認します。
- 課題の中には、設備の改善や人員配置、予算的な課題等、単年度では解決できないものも想定されます。これらについては、必要に応じて目標や中・長期計画の中で、段階的に解決へ向かって対応していくことが求められます。
- 課題の改善についての評価方法は、訪問調査において、改善課題についての評価結果に基づいた改善策、改善実施計画等の書面確認及び実施された改善策について聴取して行います。

評価の着眼点

- 職員の参画により評価結果の分析を行っている。
- 分析した結果やそれに基づく課題が文書化されている。
- 職員間で課題の共有化が図られている。
- 評価結果から明確になった課題について、職員の参画のもとで改善策や改善実施計画を策定する仕組みがある。
- 改善策や改善実施計画の実施状況の評価を実施するとともに、必要に応じて計画の見直しを行っている。